第七章 文化政策の深まり 文化活動の高まり

第一節 芦屋文化の特徴

一. 阪神間モダニズム文化の拠点

地域文化を創出する文化創造空間、住宅都市空間として発展していった。 与えるような施設が建ち並んでいった。それらは、例えば、球場、遊園地、 社による住宅地開発が行なわれ、発展してきた地域である。地元有力者の手による私立学校の創設や病院の建設 など、生活文化圏としての基盤が早くから整備され、交通網の充実に伴って、沿線には人々の暮らしに モダニズム文化の形成 いわゆる阪神間は、 明治末期から大正期、昭和期を通じて、阪神・阪急など電鉄会 美術館、 ホテルなどであり、 独自の

文化など生活文化の醸成が住宅都市・芦屋の発展をもたらし、 本市においても、鉄道・道路・住宅開発などハード面における基盤整備のみならず、趣味・ファッション・食 質の高い生活文化圏を形成してきたといえる。

これらの地域は、 をさし、現在の行政区域でいえば、武庫川以西の西宮市、芦屋市、そして神戸市東部までを含めた地域をさす。 「阪神間モダニズム文化」と呼ばれる際の「阪神間」とは、大阪と神戸に挟まれた、六甲山を背景とする地域 明治政府が推進した近代化政策を背景に交通網の整備がなされ、主に大阪の企業家たちの別

第一

節

芦屋文化の特徴

荘・豪邸が建てられたことから、 当初は住宅地というよりはむしろ、風光明媚な別荘地として発展してきた。

間は、伝統と革新、 多文化共生都市として独自の発展をみる。したがって、このような特徴をもつ大阪と神戸との間に位置する阪神 ンにおける変化がみられるようになった。ゴルフやテニスなど近代スポーツも広まり、人々のライフスタイルが に住宅地が次々に開発された。同時に、人々の暮らしのなかでしだいに西洋文化が浸透し、食文化やファッショ られた地域であるということができる。時期的にみると、一九二〇年代から三〇年代にかけて、 しなければならない。江戸時代からの伝統的な上方文化を守りつつ発展してきた商都・大阪は、産業化が進展 阪神間モダニズム文化の特徴を明らかにするには、本市の東西に隣接する大阪、 西日本における経済活動の拠点となる。他方、神戸では、開港後、外国人居留地を舞台に貿易が開始され、 日本と西洋が微妙に交錯しながら独自の都市発展を遂げ、新しいライフスタイルが築き上げ 神戸という二つの都市に言及 阪神間では新た

もこれを基礎にして現在に至るまで、さまざまな面でこの地域の人々の生活を特徴づけてきたものであると定義 間において、 以上の点から、阪神間モダニズムとは、明治後期から大正期を経て、太平洋戦争直前の昭和十五年頃までの期 阪神間の人々のライフスタイルを形成し、地域の発展に影響を与えてきた文化現象であり、

大きな変化を遂げていく時期でもあったといえる。

通網の充実である。明治前期、急速な工業化の進展を背景に、国内におけるインフラ整備が急ピッチで進められ 鉄道敷設と阪神間地域の歴史的発展 本市を含めた阪神間地域の都市発展に重要な役割を果たしたのが、交

鉄道 ぶ路線 には、官営鉄道・阪神・阪急の三本の鉄道が敷設され、 電気鉄道。以下、 ついで、明治四十三年に梅田―宝塚、石橋―箕面の路線を開通させたのが、 る。官営鉄道(現 JR)は、明治七(一八七四)年五月十一日、大阪―神戸間の路線 が開通し、 (以 下、 約三三キロ離れた二つの都市は、七〇分で結ばれることになった。ついで開通したのは、 (現阪神本線)を開通させ、阪神間の最も海岸寄りの平野部の町村・集落をつなぎながら走った。それに 阪神間における都市機能の集積が進んだ。 阪神電鉄と略す)である。明治三十八年、阪神電鉄は、大阪・出入橋―神戸・三宮間を九〇分で結 阪急電鉄は、 阪急電鉄と略す)である。大正九(一九二〇)年、大阪・梅田―神戸・上筒井間 阪神間の最も北寄りの山麓を走ることとなる。これらの鉄道開発によって、 昭和期に入ると、主要な駅を結ぶ交通アクセスがさらに 箕面有馬電気軌道(のちの阪神急行 (現 JR 神戸線)を開通 私鉄の阪神電気 (現阪急神戸 阪神間

深刻な公害が発生し、このような生活環境の悪化を背景に、各電鉄会社は阪神間における住宅地開発を積極的に 環境悪化があげられる。急速な工業化と都市化が進展しつつあった大阪では、大気汚染・騒音・水質汚濁などの 交通アクセスが整備されたことは、阪神間への人口集中に拍車をかけた。その要因として、隣接する大阪の住

「緑」、「郊外」、「健康」であった。 、園生活のすすめ 阪神間において阪神・ 温暖な瀬戸内海式気候に属し、 阪急の両電鉄会社がめざした住宅開発戦略のキーワ 緑が濃く、 自然環境にも恵まれた阪神間 K

住環境の要件を充分に満たしていた。六甲山から流れ出る中小の河川は多様な親水空間を創出し、

人々の生

は、

節

芦屋文化の特徴

展開した。

四八三

活に癒しや憩いを与えている。本市においても、 緑豊かな六甲山系を背景に流れる芦屋川がまちの景観を形成

市民の暮らしに潤いをもたらしている。

生活」を提唱した郊外住宅地開発は、わが国においてはきわめて早い段階で進められたものであり、澄んだ空気 と清らかな水に恵まれた良好な住環境を創出・維持してきたことが、阪神間のイメージアップに大きく貢献した 市周辺の住環境悪化や郊外への人口流出によって、本格的な住宅地開発が行なわれるようになった。「健康な田園 ている。 阪神間の地域イメージの確立には、阪神・阪急など大手電鉄会社が手がけた郊外住宅地の形成が大きく影響し 阪神間は、 大阪の企業家、財界人たちの別荘地として開発されたことに端を発するが、先にふれた大阪

といえる。

ど大阪の富商によって開発された。「六麓荘住宅地案内」には、「地に空に不安愈々加はる近代都市生活より脱し 荘の住宅開発が進められた。電鉄会社による沿線住宅地開発とは異なり、 地六麓荘を一度御來觀賜り・・」とあり、住環境が悪化した大阪など大都市からの移住を提唱し、 て、一家族を不衛生極まる煤煙と塵埃との中より救はんが爲、 本市においては、 昭和四 (一九二九) 年、 土地区画整理の認可を受けて、 健康安住地を需めらる、諸賢は、 六麓荘は、 剱谷国有林の払い下げにより、 内藤爲三郎や森本喜太郎な 是非理想の住宅 自然豊かな郊

がる恵まれた自然環境、関西の財界人らが邸宅を構える契機となった別荘地開発や電鉄会社が中心となって行な 阪神間モダニズム文化の拠点―芦屋文化の創造 阪神間モダニズム文化の形成には、 六甲山系の緑を背に広

外生活を勧めてい

われてきた沿線住宅地開発、それに加え富商による六麓荘住宅開発、さらには、近代という時代がもたらした娯

楽や近代スポーツの浸透による人々のライフスタイルの変化などが、重層的に深く関わっている。

芦屋文化の特徴についていえば、歴史的・地域的特徴をもつ阪神間地域に作家や芸術家らが移住し、文学作

美術作品などが創出された。それらが芦屋の地域文化として表象されることによって住む人々の暮らしに影

響を与え、芦屋という都市の文化性が定着・深化してきた。

し、時には調和的に共存しながら、あるひとつの文化的傾向―阪神間モダニズムを創出してきた。 ある。この「時代性」と「地域性」が生み出す異なった概念―伝統とモダン、保守と革新などの対立概念が交錯 また、阪神間モダニズムを規定する要因として指摘しておきたいのは、限定された「時代性」と「地域性」で

地域である。良好な住環境、交通アクセスの良さ、歴史遺産や芸術作品にみる文化都市としての層の厚さ、これ 本市は、すでに述べたように商都・大阪と多文化共生都市・神戸に挟まれ、独自の生活文化圏を形成してきた

ら三つの要素が複合して、クオリティの高い芦屋文化を創造し、阪神間モダニズム文化の拠点として発展してき

た。

芦屋文化の形成

てきた。その歴史性・地域性を認識することは、地域文化を醸成していくうえでもきわめて重要であろう。本市 戦後の発展と文化形成 本市は時代が異なるごとに多様な歴史的特徴を刻みながら、住宅都市として発展し

節 芦屋文化の特徴 四八五

が有する歴史的・地理的特質は、 戦後の復興期においても引き継がれていくこととなる。

と」が述べられており、本市のまちづくりにおける基本理念となった。こうして、恵まれた歴史的・地理的環境 される。この法律は第九臨時国会において自由・民主・社会の各党議員連署で、議員提出法案として提案され とにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与するこ ることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、 は、「芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有してい は憲法の規定に基づき、住民投票が行なわれ、住民の大多数の賛成をもって三月三日に公布された。そのなかで 前年の昭和二十五年十二月四から六日にかけて衆・参両議院で審議され、可決、成立した。昭和二十六年二月に 戦後まもない昭和二十六(一九五一)年三月、 地方自治特別法として「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布 外客の誘致、こ

健康で明るく幸福なまちをつくりましょう、⑤わたくしたち芦屋市民は災害や公害のない清潔で安全なまちにし ましょう、③わたくしたち芦屋市民は青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう、④わたくしたち芦屋市民は の高い教養豊かなまちをきずきましょう、②わたくしたち芦屋市民は自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみ さらに、昭和三十九年五月三日、「芦屋市民憲章」が制定される。その内容は、①わたくしたち芦屋市民は文化 の五項目から成り立っている。

を基礎に、

本市は住宅都市を標榜していくことになる。

総合文化政策と阪神・淡路大震災 この特別法の理念や市民憲章の内容をベースとして、昭和四十六年十二

月には「芦屋市総合計画」が策定され、自然の美・人工の美・人間の美という「三つの美」が調和する住宅都市 の芦屋をさらに充実させるための積極的な取り組みがなされてきた。 らに充実・発展させるため、昭和六十一年三月には「芦屋市新総合計画」が策定され、国際文化住宅都市として の建設が基本目標に掲げられ、品格と風格のあるまちづくりが進められていった。その後も、この総合計画をさ

なった。 なまちづくりを目標として「芦屋市震災復興計画」が策定され、本市は本格的な復旧・復興に取り組むことと 設に壊滅的な被害を与えた。未曾有の震災から半年後、震災の傷が未だ癒えぬなか、平成七年七月、快適で安心 する神戸市と同様、山と海に挟まれた美しい芦屋のまちを直撃し、多数の尊い市民の生命を奪い、住宅や公共施 よって本市は甚大な被害を受け、築き上げてきたまちの財産が一瞬にして失われることとなった。 しかし、そのような取り組みのさなか、平成七(一九九五)年一月十七日未明におこった阪神・淡路大震災に 震災は、隣接

まちづくり」である。市民の手による芦屋文化の醸成・創生への支援や、各種団体間のネットワーク構築など、 期基本計画において、その基本構想である、まちづくりの目標の一つにあげられているのが「人と文化を育てる ちづくりに反映するため、基本計画の見直しを行ない、「第三次芦屋市総合計画」の後期基本計画を策定した。後 である平成十八年三月、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画をま 課題に対応するため、「第三次芦屋市総合計画」を平成十三年に策定した。五年の計画期間が終了し、

その後、本市では持続可能な成熟都市をめざすとともに、震災の教訓をふまえ、将来に向けたさまざまな地域

四八七

芦屋文化の特徴

行政が地域活動と連携して市民文化の育成を図り、芦屋文化を醸成させていくことがめざされている については第三節で詳述)。 (総合計画

第二節 文化施設の充実

一. 文化施設の開館相次ぐ

は、早くから「市民文化の育成」を目標に、施策を展開してきた。 てさまざまな施策を実施してきた。「市民一人ひとりがまちの文化を創り出していく」という観点から、本市で ある。こうした基本構想を受けて、本市の社会教育行政においては、市民の生活文化・社会性の向上を目標とし が連携し、まちを愛し、新しいコミュニティの構築をめざして、人間的な豊かさを深めていこうとするところに 年、「芦屋市総合計画」を策定した。この「基本構想」第一章にうたわれた「豊かな人間性と文化をはぐくむ健康 なまち」のねらいは、物質的豊かさだけを追求するのではなく、優れた自然環境に恵まれた芦屋という地で市民 され、八十年代の発展を期した基盤づくりが行なわれた時期であった。既に述べたように、本市では昭和四十七 市民文化の育成 一九七〇年代の十年間は、本市における社会教育施設の建設が財政難のなか、着々と整備

その施策の方向性としては、①先人の残した数々の文化遺産を守り、継承していくこと、②現在のわれわれが

年代以降、数々の文化施設の整備・拡充を進めてきた。 地域から「新しい文化を発信」すること―この二つの文化活動を市民文化育成の柱として、本市では、 主体的な文化活動を進めること、の二つがあげられる。地域の文化遺産を「保存・継承」することと、そして、 昭和四十

市民センター

は、 ルナ・ホールの開館 地域文化・市民文化の醸成に重要な役割を果たしてきた。本市の社会教育活動の中核である公民館は、 本市では、教育・文化に対する市民の関心や熱意が強く、さまざまな文化施設の充実

二十八(一九五三)年四月一日、川西町にある教育委員会事務局内に設置

昭和



ルナ · ホ ール

四十五年二月、市民会館大ホール(愛称「ルナ・ホール」)が完成した 四階が増築 はここに併置されることとなった。その後、第二期工事として市民会館の として、昭和三十八年十一月に市民会館(三階建て)が完成すると、公民館 開館された。その後、昭和二十九年三月一日、市立図書館が打出小槌町に移 入る別館が完成し、これらの文化施設は「市民センター」として統合される 転したあとを受け、前田町の仏教会館三階に移転した。その後、 <u>1</u> 昭和五十年四月には、 (昭和四十三年七月完成)され、さらに第三期工事として昭和 公民館、福祉会館、老人福祉会館の三施設が 第一期工事



市民センター

こととなった (7 - 2)。

年次計画的な改良・改修が進められてきたが、なかでも昭和六十二年度事業 ている (7-3)。 であったホールの音響改修工事は好結果を生み、改修後はクラシック音楽の 生涯学習社会の到来を反映し、市民のルナ・ホール利用は安定的に推 施設・設備面では、ルナ・ホールを含む市民会館全体で

ルをつなぐ渡り廊下が全壊し、壊滅的な打撃を受けた。別館大広間は市民の 阪神・淡路大震災後の復興 平成七年に起こった震災では、本館とホー

演奏会などが大幅に増加し、市民文化の向上に大きく寄与している。

リニューアルオープンしたのは、震災から二年半後の平成九年七月のことであった。これによって、震災で絶た 八年六月のことであった。ルナ・ホールの復旧にはさらにその後一年を要し、 統括避難所として使用された。復旧工事が進み、本館業務の一部が再開したのは震災から一年半が経過した平成 復旧工事を終えてルナ・ホ ルルル

平成七年九月には別館の一部も使用可能となったが、仮設住宅の建設に時間を要したため、本館は最後まで

避難場所として開放され、

地下駐車場は罹災証明の発行場所として活用され

五○○名前後の入場者があるほか、演劇やクラシック、ジャズコンサートなどを開催し、市民文化の醸成に大 事業面をみてみると、 ルナ・ホールの自主事業として定着している市民寄席では古典落語を中心にほ れていた市民文化活動・生涯学習活動が再び力強く復興していくこととなった。

								(単位:件)
	区分	昭和55年度	昭和60年度	平成元年度	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度
市民会館	本館	4614	5207	5578	5322	5476	7031	7155
	大ホール	423	456	539	511	444	465	528
	小ホール	363	556	562	465	561	629	536

市民会館の利用状況 (資料)

和二十九年二月、

打出小槌町三番地に移転した。その後、利用者数・蔵書冊数もしだいに

年五月、前田町に開館した市立図書館は、

昭

してきた。 道・華道・茶道、そのほかの文化活動を市民が発表・展示する「場」としての機能も果た 「市民ステージ・市民ギャラリー」を含む多くのルナ・ホール事業は平成十七年度文化

民ギャラリー」に名称変更)では、舞踊やコンサート会場としての役割だけではなく、書

数の入場者を集め、また、「芦屋市民文化祭」(文化振興財団に移管後は「市民ステージ・市 きく寄与している。なかでも、世代を超えて楽しめる「ルナ・ホール名画鑑賞会」は多

 \equiv 新図書館の開館

振興財団解散後再び市の主催事業として継続実施されている。

新図書館構想 昭和二十四 (一九四九)

状況を打開するために、新館建設の要望が高まってきた。その背景には、市民の文化施設 代に入ると図書館内だけで蔵書を収容することが困難な状況になった。そこで、こうした 増加するなかで、書庫・開架室・閲覧室ともにその収容能力が限界に近づき、 昭和五十年

月十日、「芦屋市にふさわしい図書館活動は如何にあるべきか」について、 充実への熱望や読書意欲の高まりがある。 新館建設の要望が高まるなか、 館長から芦屋市 昭和五十五 年五

四九一

きは、 館は市民文化の発展と生涯学習の推進に向けて中核的機能施設として位置づけられ、移転新築などでその充実を 館の基本構想」の三点において、それぞれ答申を受けた。その結果昭和五十八年七月には建設準備委員会が開催 屋市における図書館システムと図書館奉仕について」、「図書館活動の現状と問題点」、「システムにおける中央図書 立図書館協議会に諮問があり、 昭和六十一年三月に策定された「芦屋市新総合計画」のなかの基本構想においても継承されている。 翌昭和五十九年十一月、 同委員会は市長と教育長に対し、 全体協議会、小委員会、先進地図書館調査を経て、 新図書館建設に関する報告を行なった。この 昭和五十六年三月十二日、「芦 図書



市立図書館

を超え、

新図書館開設直前の昭和六十一年度と比較すると、

蔵書総数は

図ることが明記された。

七月八日、 新図書館の開館 総工費およそ一○億三○○○万円をかけた新館が 建設準備委員会の発足から約四年後の昭和六十二年 ?伊勢町

(7-4)、平成二 (一九九○) 年十二月には打出分室が開室、

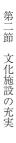
翌 平

成

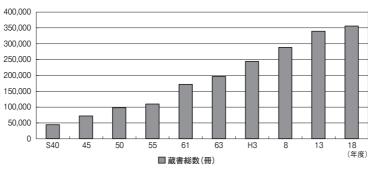
三年六月には大原分室が開室した。新図書館開館の翌年には蔵書数は 九万六〇〇〇冊、 利用者数は約一三万九〇〇〇人、 利用 冊 数は四二万 冊 約

数・ 五倍、 利 崩 冊数が大幅に増加した。また、 利用者数は一・六九倍、 また利用冊数は一・七七倍となり、 打出 ・大原両分室が開室した後の 利 用者

成三年度の蔵書総数は約二四万四〇〇〇冊、 利用者数は約一七万一七〇〇



をすることも可能になった。



六四万五○○○冊であるは約三五万五○○○冊、

(7 · 5 · 7 · 6)°

数ともに、

年を経るごと順調に推移してい

る。

平成十八年度の蔵

総数冊

利用者数は約一七万三七〇〇人、

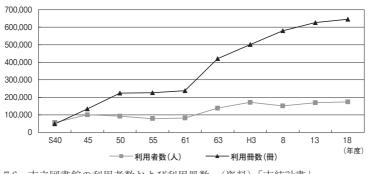
利用冊数は約

利用冊数は約五〇万二〇〇〇冊となり、

蔵書総数・利用者数・利用

-5 市立図書館の蔵書総数推移 (資料)「市統計書」

ター 地 所となったため、避難所が閉鎖された後の六月一日に再開した。 四日目の二十一日には、 災により、 を迎え、 度になり、ようやく回復し始めた。 室が決定された。また被災をまぬがれた大原分室は、 日まで臨時休館を余儀なくされた。打出分室については打出教育文化セン 地震発生当日の午後五時には、災害対策本部から避難所に指定され、震災 元を離れた市民も多く、 阪神・淡路大震災後の復興 の損傷が激しく、 パソコンによる図書検索サービスが開始され、 開架室・書庫などをはじめとする施設は大きな被害を受けた。 修復に相当の時間を要するため、 図書館本館に一一六人の避難者が入居し、三月七 図書館の利用者数は 平成七年一月に発生した阪神・ 平成九年七月には新図書館開館十周年 一時停滞したが、 併設の集会所が避難 自宅から蔵書検索 平成七年度中の休 震災後は 平成十年 淡路大震



利用冊数 (資料) 「市統計書」 市立図書館の利用者数および

四 谷崎潤一郎と記念館建設 谷崎潤 一郎記念館 谷崎潤一郎は、明治十九(一八八六)年、

にかけて 東京日本橋に生まれた。二五歳で『刺青』を発表して以来、 『痴人の愛』、『卍』、『春琴抄』、『細雪』などの小説や随筆 明治から昭和 『陰翳礼

讃』、『倚松庵随筆』など、数々の名作を残している。谷崎が関西に移住し

館をめざしている。

新たに「図書館友の会」が発足し、ミニギャラリーを設けたり、

トを開催したりするなど、さまざまな新しい活動が生まれ、

魅力ある図書 コンサー こうしたボランティアグループによる一層の協力が求められる。震災後は きた。今後も図書館がその社会的・文化的機能を果たしていくためには、 ど、ボランティアグループの支援を受けながら、

図書館は機能を発揮して

による点字図書作成、「あし笛」による録音図書作成、「ムギの会」、「グルー

をはじめとする多くの支援がかかせない。これまでも「芦屋点字友の会」

図書館が市民から親しまれ、その機能を充分に発揮するためには、

市民

プ・メルヘン」による図書館行事「おはなしの会・絵本の会」への協力な

三月から、住吉村反高林に転居する昭和十一年十一月までの二年八か月ほどであった。 たのは大正十二(一九二三)年に起こった関東大震災が契機であり、本市に居住したのは昭和九(一九三四)年

響を与えたと考えられる。大阪に代表される上方文化の伝統・格式と、外国文化の影響を色濃く受けて発展しつ つあった神戸のハイカラ文化に挟まれた芦屋への転居は、谷崎の創作活動に新たな刺激を与え、その黄金時代を 温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、モダンで自由な気風に包まれた芦屋のまちは、谷崎の創作活動に大きな影

象徴する数多くの作品を創出することにつながったといえる。



谷崎

記念館は、

雪』資料室」を開設しようという計画が検討されていたが、独立した記念館 書館の老朽化に伴う新図書館建設構想である。そのなかで「谷崎潤 れ開館した。この記念館建設の発端となったのは、打出小槌町にあった旧 意向もあって、独立した記念館の建設計画が立案された。 の文学作品に親しめるよう、昭和六十三年十月、谷崎潤一郎記念館が建設さ の開設を望む市民の声が高まり、 このような本市にゆかりの深い谷崎潤一郎の業績をしのび、また市民がそ 資料・遺品を寄贈したいという松子夫人の 郎郎 細細

立)に委託していたが、平成十八年度から指定管理者制度が導入されてい 理運営については、 財団法人芦屋市文化振興財団 (昭和六十三年十月七日設

伊勢町に昭和六十二年三月に完成した (7-7)。

記念館

の管

第二節 文化施設の充実

る

市民文化の向上・発展を図るという方針が掲げられているが、文学研究のみならず、阪神間モダニズムを理解す 簡・書籍・日用品などが展示され、その生涯と作品を知ることができる。また、優れた文学作品を基盤として、 るうえでも、本施設は貴重な施設であるといえる。 市民文化の拠点をめざして 本施設では、谷崎潤一郎の遺族や収集家から寄贈された資料を中心に原稿・書

豪・谷崎と阪神間、 年)、「谷崎潤一郎と『源氏物語』の世界」(平成元年)、「芦屋の谷崎潤一郎と富田砕花」(平成二年)などがあり、文 企画展示として、「谷崎潤一郎『細雪』そして芦屋」(昭和六十三年)、「谷崎潤一郎・阪神間の足跡」(昭和六十三 芦屋文化をつなぐ魅力ある企画として、大きな反響を呼んだ。

五. 富田砕花旧居

・研究資料が本市に寄贈されるとともに、旧家を譲り受け、保存整備を行ない水・日曜日に一般公開してい 平成二年に砕花生誕百年を記念し「富田砕花賞」が制定された (第三節二: |田砕花は、大正十年から昭和五十九年十月十七日九十三歳で長逝するまで本市に居住した。昭和六十年、 富田砕花賞の制定参照)。 蔵

. 市立美術博物館

設立の背景と経緯 平成三(一九九一)年三月、市制施行五十年を記念して、伊勢町に市立美術博物館が開



山岩太、 品紹介・ 出楢重、 館した (7-8)。 本施設は、

美術部門と歴史部門を併せた複合施設として

美術部門においては、

開設されたが、その基本方針は次のとおりである。

市立美術博物館

7-8

代、本市を中心に活躍した画家・吉原治良を中心に、いわゆる「具体」美術

この美術博物館開設の原動力となったのは、市民の声である。昭和三十年

は、芦屋独自の地域性をもった文化財・遺跡・史跡などの文化遺産を中心と

ハナヤ勘兵衛らの作品紹介・展示である。また、歴史部門におい 展示、さらに、本市を拠点に「新興写真運動」を広めた写真家・中 吉原治良ら「具体美術協会」の作家など、芦屋ゆかりの美術家の作

した資料収集・調査とその展示・公開が基本方針に盛り込まれている。

年七月には、 て提言がされ、 文化ゾーン形成のための施設として検討がなされた。さらに、 員会研究結果報告書」に開設の必要性がとりあげられ、 まってきたのがそのはじまりである。それらの声を反映し、昭和五十七(一九八二)年、「芦屋市文化行政研究委 総工費約一六億九〇〇〇万円をかけて着工された。 美術館建設構想策定懇話会が設置され、 美術博物館建設は、 昭和六十一年の芦屋市新総合計画のなかに位置づけられることとなった。 家たちの活動が活発になり、芦屋に美術館をという声が市民の声として高 基本設計を経て、 昭和五十九年の図書館建設準備委員会報告書において、 昭和六十年には「芦屋市文化行政懇話会」におい 平成元年には実施設計が完了、 同年十

第二節

来、

多くの事業を展開してきた。

平成十四年に定め

n 以 なお、

開

館以来の入館者数は7

9

のとおりである。

運営の基本方針

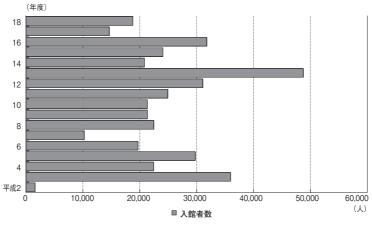
本施設は平

成

三年三月

0

開



市立美術博物館入館者数の推移 7-9 (資料)「教育委員会五十周年記念誌」「市事務報告書」 注: 平成 13 (2001) 年度の入館者数が突出しているのは、「奈良美智展」 (平成 14 年 1 月 19 日~3 月 31 日) 開催によるものである。

では、

常設展

特別展

(企画展)

の充実、

美術品などの

長し発展していく」事業展開がうたわれてい

る。

本施設

心の豊かさを育み、

心のオアシスとして市民とともに成

た館として美に対する感覚を養い、

生活のなかに潤

た本施設の運営基本方針では、「市民に親しまれ、

開

か 5 館

れ

収集、 ち出された。これに対して市内在住の映画監督大森一 み 施設も平成十八年度までに民間に委託するか、 か 淡路大震災の復旧・復興のための公費負担が重くの 活 動に 0 ŋ 行政改革に取り組むことになった。 からない 取 本市は平成 民間活力の積極的な導入などをあげて文化・芸術 ŋ 組んできた。 場合は休館もやむをえないという方針 + 五年十二 しかし、 户 行政改革実施計 平成七年 そのなかで、 月の 委託 画 [を策定 阪 が打 しか 先 神 本

が

四 九 八

キンググループ」が設立され、三回(同年二月~四月)にわたってさまざまな角度から意見交換が行なわれた。 は、平成十五年十二月、「美術博物館のこれからの話し合いを求める請願書」を市議会に提出、全会一致で採択さ た「具体美術」、「童美展」、「芦屋市展」などは本市の貴重な共有財産であること、運営面では民間企業などとの みずからのアイデンティティを示すために歴史博物館としての機能は不可欠であること、本施設で行なわれてき れた。これをうけて翌平成十六年、市民の間で本館のあり方を検討するため「芦屋市立美術博物館を考えるワー

は、市の直営となり、 開館以来、 財団法人芦屋市文化振興財団が管理運営にあたってきたが、平成十八年三月末の同財団の解散後 一部の業務が委託されている。

パートナーシップも検討する必要があることなどが話し合われた。

と、文化財的資料・民俗的資料の収集・保存・公開を目的とする博物館としての機能をあわせもつところに大き 美術博物館はその名の示すとおり、美術品の収集・展示、 美術活動への支援の場としての美術館としての機能

されているが、特に小出楢重を中心として彼の影響を受けた作家の作品と、吉原治良をリーダーとする「具体美 二つの柱=小出楢重と「具体」 本施設では、 芦屋ゆかりの美術家を中心に近・現代の美術家の作品が収集

な特色がある。

り大正三(一九一四)年卒業、大正八年第六回二科展で樗牛賞を獲得し、画壇にデビューした。三八歳の時に武 小出楢重(一八八七‐一九三一)は大阪に生まれ、はじめは東京美術学校日本画科に学んだが、 西洋画科に移

術協会」を舞台に活躍した作家の作品の二つを柱としている。

文化施設の充実

四九九

庫郡精道村平田 である。 小出は 「裸婦の楢重」と呼ばれ、数多くの裸婦を描いたことで知られるが、その作品の多くは芦屋時代 (現川西町) に移り住み、 昭和六年、四三歳で亡くなるまで芦屋文化の土壌を築いた画家の一人

に描かれたものである。

吉原が亡くなる昭和四十七年まで、その活動は続き、「具体」が芦屋という風土のなかで確立し、 ど、それまでの絵画・彫刻の範疇には収まりきれない作品が出品された。彼らの活動は海外でも高く評価され、 ける前衛美術家たちのリーダー的存在であった。昭和二十九(一九五四)年、彼によって本市に「具体美術協 部に入学し、大正十三(一九二四)年、芦屋に移り住んだ。戦前から独創的な抽象絵画作品を創作し、 たことになる。 公園で行なわれた「具体」グループの野外展では、松林の風景と一体化した作品や激しい身体表現による作品な 会」が結成された。「具体美術協会」に集まった当時の若手美術家たちは前衛的な作品を次々に生み出した。 吉原治良(一九〇五 - 一九七二)は大阪に生まれ、大阪府立北野中学校に進んだ後、 私立関西学院高等商業学 世界に発信され 関西にお 芦屋

施設ではまず開館記念特別展として平成三(一九九一)年度、「小出楢重と芦屋―昭和モダニズムの光彩―」 が開 (一九六五 - 一九七二)」が開催された。これらは、本市を代表する具体美術作家の作品群を、その歩みにした |没後二〇年 日本の近代絵画に大きな足跡を残した小出楢重や吉原治良など具体美術協会会員の作品を回顧するために、本 芦屋時代を中心とした小出作品が紹介された。続いて、開館まもない平成四から五年度にかけては、 吉原治良展」、「具体展Ⅰ (一九五四 - 一九五八)」、「具体展Ⅱ (一九五九 - 一九六五)」、「具体展Ⅲ

がって三つの時代に分け、具体美術の全貌を回顧した企画展である。

展・没後三十年―吉原治良の世界」も開催されている。 本昭三、 の作品を紹介し、 示)、「芦屋の美術を探る―スポット吉原治良のドローイングー九四五~一九五五」(寄託作品のなかから吉原治良 田好江」(信濃橋洋画研究所、 また、平成八年度には、「吉原治良と具体」(具体初期から戦後、一九六○年代の作品を中心に、 白髪一雄、元永定正などの作品を館蔵品のなかから展示)、「芦屋の美術を探る―スポット小出楢重と仲 その創造の軌跡を顧みる展示)などが相次いで開催された。さらに、平成十四年度には 小出楢重アトリエで教えを受けた仲田好江の初期から晩年までの作品を中心に展 吉原治良、

ともに緻密な調査 ニズム文化とどのように接合しながら芦屋文化を形成してきたのかを再考する軌跡でもあったといえる。 芦屋が内包する歴史性・芸術性を明らかにするのみならず、表象される文学・芸術・建築など多彩な才能がモダ 阪神間モダニズム文化の再考 ・研究が行なわれ、それらをもとに多様な自主企画展を開催してきた。それら企画展の歴史は 開館以来、本施設では芦屋と美術との関わりについて、美術部門・歴史部門

ろうとする試みであり、本市においては、住宅都市・芦屋の原像に迫る試みでもあった。この展覧会は、阪神間 イルなどを通じて多角的に分析した展覧会である。それは、 ニズム展」は、 に分け、モダニズム文化を柱にその美術史を紐解いた企画である。 平成四年度に開催された「芦屋の美術―大正・昭和・平成」は、住宅都市として歩んできた芦屋の発展を五期 明治期から昭和初期にかけての阪神間の文化史を、 阪神間の今日的発展のルーツをモダニズム文化に探 また、平成九年度に開催された「阪神間モダ 美術・文学・建築・娯楽・人々のライフスタ

催され、多くの市民の関心を集めた。 に所在する県立近代美術館、 西宮市大谷記念美術館、谷崎潤一郎記念館、本施設など四館共同企画として同時開

の写真運動の影響を受け、昭和期に入ると日本においても若手写真家たちが活発に活動し始める。このような動 芦屋文化と新興写真運動 モダニズム文化の隆盛によって加速したものに、芸術写真があげられる。ドイツ

きを背景に、写真家・中山岩太は、阪神間の人々の間に前衛的な表現形式を用いた「新興写真」をもたらした。

あった。絵画の影響を強く受けていた従来の写真表現を否定し、写真表現の独自性を見直そうとする「新興写真 の趣味的クラブにとどまらず、全国的な活動を通じて、その名を知られるようになる。それが新興写真運動で 屋市)に移住して、ハナヤ勘兵衛らとともに「芦屋カメラクラブ」を設立する。このカメラクラブは単なる地域 中山岩太(一八九五‐一九四九)は、東京美術学校写真科に学んだ後、渡米し、帰国後は武庫郡精道村 . (現芦

衛」が開催されている。写真家・ハナヤ勘兵衛(一九○三‐一九九一)は昭和四(一九二九)年、 が美術作品として鑑賞されるようになった。それらの作品は時代を超えて人々の関心を呼び、 さまざまな展覧会が開催されてきた。主なものをあげると、平成七年度には「写真にささげた生涯―ハナヤ勘兵 日本近代写真のさきがけとなった「新興写真運動」が契機となり、その後、多様な技巧的表現を駆使した写真 本施設においても 本市に写真材

運動」は関西を中心に広まり、芦屋はその運動の一大拠点となる。

料店を開き、

ラクラブの活動を支えたハナヤ勘兵衛の創作活動を回顧する展覧会であり、ハナヤ勘兵衛が携わった「学生写真

美術作品としての写真の社会的確立に力を傾注した。この展覧会は、中山岩太らとともに芦屋カメ

真作品・資料が展示された。 連盟」、「写真を飾る運動」、亡くなる直前の「三丘社」(写真を視る、飾る、創る)などが紹介され、約九○点の写

また、平成八年度には中山岩太の仕事を回顧する「特別展 モダン・フォトグラフィ 中山岩太展」が開かれ

新興写真運動. 関連ではほかにも、平成十年度に「芦屋の美術を探る―芦屋カメラクラブ」展が開催されて

いる。

た。

打出の合戦などを通じて鮮やかに蘇った。ほかにも、歴史資料常設展示である「芦屋の歴史と文化財」展では 料、考古学的資料をもとに概観した企画展であり、東西交通の要所として争乱と発展を経てきた芦屋の歴史が 真・出土品 山芦屋遺跡や朝日ケ丘遺跡から出土した土器など、縄文文化期に属する文化財資料が丁寧に紹介・展示され、芦 の「中世の芦屋 や常設展が開催されている。平成四年度に開催された「弥生争乱―山のムラの謎」では、会下山遺跡を中心に写 歴史的考察対象としての芦屋 展示・復元模型などによって、 一戦乱と庶民生活―」は、 歴史部門では、会下山遺跡など市内にある遺跡の調査・研究をもとに企画展 弥生時代の具体的諸相が明らかにされている。また、平成六年度開催 戦乱期の中世において形づくられた庶民生活の基盤を多くの文献史

れた。奈良絵本・古写本・屏風・絵巻物などを中心に貴重な史料が展示されたこの企画展は、芦屋とゆかりの深 さらに、 平成十二年には市制施行六十周年および本施設開館十周年を記念して、「伊勢物語と芦屋」

屋の自然・

歴史などが詳しく理解できるように工夫されている。

文化施設の充実

五〇四

重要な企画展であった。 地名に反映され、本市と『伊勢物語』との深い関係性を物語るとともに、本市の自然・歴史を解読するうえでも い『伊勢物語』と在原業平を題材にして『伊勢物語』の世界を今に再現した催しである。物語中の名所が現在の

しむ場であるという観点から、本施設ではこれまで子どもと美術をつなぐ、さまざまな試みを行なってきた。 子どもと美術をつなぐ試み 美術作品は大人だけが鑑賞するものではなく、美術館は大人と子どもが共に楽

性や芸術性を積極的に育てようとする本市のめざすべき姿勢の一端が読み取れる。「童美展」は昭和四十六年から 史を刻んできたこの公募展からは、国際文化住宅都市として芸術文化を重視し、次世代を担う子どもたちの創造 と改称され、絵だけではなく立体的な美術作品も応募可能になった。関西初の児童モダンアート展として長い歴 一十三(一九四八)年に始まった「阪神童画展覧会」を前身とするもので、昭和二十五年からは「創作美術展 子どもの創造性を養う試みとして本施設が行なってきた事業に「童美展」がある。これは、戦後間もない昭和

進)」として認められるに至った。「童美展」の理念を柱に展開された具体的事業としては、市内九つの公立幼稚 携によるこどもの創造力育成事業」が、「平成二十年度文化庁芸術拠点形成事業(ミュージアムタウン構想の るに至った。そして、長年にわたるこのような試みが評価され、「『童美展』の活用―芦屋市内公立幼稚園との連 「童美展」は、昭和四十六年以降、常に六○○○点以上の応募作品を集め、平成二十年度で第五八回を迎え

園に通う全園児を対象に行なったワークショップや幼稚園教諭・保護者との意見交換「童美展」の意義を語り合

市の行事として市民センターで展示されていたが、平成八年以降は本施設で展示されている。

作家たちが講師を務め、子どもたちが自由に「色」や「かたち」を発見していく仕組みが、さまざまなプログラ ムを通じて工夫され、提示された。歴史ある「童美展」を基礎にしたこの事業は、アートと保育活動をつなぐ新

うシンポジウムなどがあげられる。ワークショップでは、「童美展」の創設・運営に尽力した吉原治良に師事した

たな試みとして注目される。

成八年)などがそれであり、小学生を対象に、学生ボランティアによるギャラリートークも開催されている。ま る。「子供と造形―こどものみた現代美術」(平成四年)や「親と子で楽しむ美術館 このほかにも、本施設では、毎年夏休み期間中に、子どもが美術に親しめる展覧会や造形教室を開催してい 園児・児童対象の公募展としては、平成二十二年度で第二八回を迎える「芦屋市造形教育展」があげられ 市内の幼稚園、小学校、中学校を対象に、園児・児童・生徒らの作品を全館にわたり展示するもの 美術鑑賞ってなんだろう」(平

芦屋市展 小出楢重や「具体」の人たちによって培われた本市の美術的土壌は、児童を対象とした「童美

展」を育てただけではなかった。

であり、子どもの感性や創造力を育てる企画として高く評価されている。

募展・「第一回芦屋市展」が開かれた。公募作品は洋画、日本画、写真などの平面作品から工芸などの立体作品 に至るまで幅広いジャンルに及んでいる。展示は館内展示室のみならず、前庭などの屋外でも行なわれ、 第一回「童美展」が開かれた同じ昭和二十三年、画材の入手もままならないと思われる時期に、現代美術の公 ユニー

文化施設の充実 五〇五 クで斬新な作品が多く、当初から高い評価を受けたが、一般市民を対象とした公募展として全国の市町に先がけ

て行なわれた点でもその歴史的意義は大きい。

第四九回までは市民センターを会場として行なわれていたが、 以後毎年ほぼ六から七月の時期に行なわれている。 平成九年の第五〇回展からは本施設で開催さ

第三節 文化政策

一総合計画の策定

を背景に、本市では、長期的視野に立った総合計画の必要性を認識し、昭和四十六(一九七一)年に第一次総合 計画を策定することになった。その後、二次、三次と社会のニーズに対応した総合計画が策定、実施された。 急速な都市化、モータリゼーションの影響を受け、人々の生活も多様化していった。このような社会情勢の変化 総合計画の策定 一九六○年代は、わが国の高度経済成長に伴い、大阪を中心とする関西都市圏においても

愛し、まちを愛する「人間の美」が調和した、品位と風格のある個性豊かな住宅都市としての、基本目標を掲げ 理念を基調に、恵まれた「自然の美」、優れた都市機能を備えた「人工の美」、さらには、市民が連帯して隣人を 第一次総合計画(芦屋市総合計画) 本市は、昭和二十六年に公布された「芦屋国際文化住宅都市」建設の

ている。

都市機能の充実が、 三つを掲げている。文化政策については、ハード・ソフト両面における充実が求められるが、ハード面では②の た緑豊かな美しいまち、②都市機能の充実した住みよいまち、③豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち、 第一次総合計画の基本構想は、これらの基本目標を具体化したまちづくりのビジョンとして、①自然と調和し ソフト面では③の新しいコミュニティの形成が、本市の文化創造につながるものとして重視

統を継承し、その充実と発展を図っていくことを目標に掲げた。その基本方針は次の二点である。 う役割はますます重要になっていった。その認識のうえに立ち、 当時の社会情勢の急激な変化のなかで、健全な社会の維持と市民の豊かな人間性を育むため、教育・文化が担 本市は、「芦屋教育」、「芦屋市民文化」の良き伝

①自らの判断と行動に責任をもち、 うため、「家庭」、「学校」、「社会」の三つが有機的に連携し、 主体性と創造力とお互いの人権を尊重しあえる社会性のある人間形成を行な 有効にその機能が果たされるような教育的・文化

的環境を整備する。

②教養を高め、 化遺産を継承し、地域文化の育成を図る。 人格を陶冶し、 個性ある文化を創造できる物的・精神的環境条件を整備・充実するとともに、 文

動圏拡大に応じた近隣各市との提携による社会教育活動の広域的相互補完に努めることをめざした。また、市民 会教育については、 これらの基本方針を進めるために、社会教育、 公的社会教育活動の充実を図るとともに、社会教育施設の整備・拡充を図り、 市民文化に関して、次のような施策が盛り込まれた。まず、 市民の生活行

文 化 政 策 五〇七

文化に関しては、文化施設の拡充を図ることが必要であり、ルナ・ホールに代表されるような芸術文化の鑑賞

発表の場を通じて独自の芦屋文化を創造していくことが求められた。

用を図り、 成と世界平和に貢献することをめざし、また文化財に関しては、広く市民の理解を得て、適切な保存と有効な活 本市は姉妹都市であるモンテベロ市との文化交流を通じて国際理解を深めるとともに親善に努め、 効果的な保存の場を確保できるよう整備の必要性があげられた。 国際人の養

第二次総合計画 (芦屋市新総合計画) その後、基本目標である「自然の美」、「人工の美」、「人間の美」の三

六十一(一九八六)年、第二次総合計画を策定した。 つの美に基づくまちづくりの理念を継承するとともに、魅力ある国際文化住宅都市としての発展をめざして昭和

化 高齢化、定住化という潮流のなかで、市民の意識がより多く生活の場に向けられるようになったことは注目すべ この計画では、その目標年次を西暦二〇〇一年とし、社会の潮流を、高齢化、 価値観・意識の多様化、 国際化というキーワードで集約し、新たな時代を見据えた基本構想が掲げられた。 定住化、 地域化・広域化、

文化に関する政策としては、①市民文化の育成、②学習社会の創造、 ③国際交流の深化などが計画に盛り込ま

き点である。

①市民文化の育成については、芦屋の恵まれた人的・物的資源を市民生活のなかに生かし、 文化的風土を高め

ていくこと、市民の主体的活動を支援するとともに自治会・コミュニティ・スクールなど市民団体活動の振興に

ベルの国際理解・国際交流の発展をめざした通訳ボランティアの養成など、社会教育分野の支援の拡充や学校教 的な生涯学習社会を想定した施設・運営両面の構想が立てられた。さらに、国際交流の深化については、市民レ 館を生涯学習活動の中核的情報施設として位置づけ、その機能整備を図るとともに、学習へのインセンティブと 努め、地域文化・市民文化の向上を図ることがあげられた。具体的には、郷土資料館・美術館を設置し、 育における国際教育の充実を図り、国際的視野を広げていくことがめざされた。 なるような文化・教育情報の充実、 有の文化遺産の活用・保全を図ることがあげられた。また、②学習社会の創造という観点からは、 広報体制の整備、仲間づくりのための支援を進めることなどが示され、長期 施設面で図書 市民共

この計画の基本理念は、知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市の実現を継承しながら、 の復興後の新たな時代環境のもとで、市民、事業者、NPO(特定非営利活動法人)などと行政がそれぞれの役 第三次総合計画 (第三次芦屋市総合計画) 第三次の総合計画は、平成十二(二〇〇〇)年に策定された。 阪神・淡路大震災

割を担いながら、まちづくりに協同で取り組むことが明記された。

で整備することが前面に押し出されるようになった。 がある。 現するための基本的施策として「生涯学習社会の実現」、「市民交流の促進」などをあげている。この施策の背景 本計画では、まちづくりの目標の一つとして「ふれあいと文化を育てるまちづくり」を掲げている。これを実 自由時間の増大や国際化、 こうした環境のもとで、 学校、家庭、 情報化、 高齢化、 地域で生涯にわたる学習が快適に行なえるよう、学習環境を全体 少子化など、市民を取り巻く社会環境が大きく変化したこと

の交流事業の支援をめざしている。 な都市との交流を図るとしている。また、 きるよう努めることが示されている。「市民交流の促進」では、モンテベロ市との交流に加え、市民レベルで新た などがあげられている。また、過去のあゆみを立証する歴史的な基盤である文化財を、教育・文化の面で活用で この「生涯学習社会の実現」という施策の展開の一つに芸術・文化活動への支援が位置づけられる。そこで 関連する情報の提供、 創造的な芸術・文化に対する顕彰助成、文化イベントの実施と文化活動の活性化支援 国際交流協会や NGO(非政府活動組織) との連携や、 在住外国人と

加の助成、 策が広がっていった。さらに、震災による財政難や少子化・高齢化といった環境変化の下で、いっそうの市民参 情報化あるいは市民活動の多様化を受けて、市民の主体的活動やネットワーク形成の支援など、ソフト面へも施 術館、博物館などの社会教育施設の設置など、ハード面での整備が大きな課題となっていた。その後 きたことがわかる。第一次計画から第二次計画にかけては、都市化の進展に対応して、公園の整備や図書館、美 以上のように、本市の総合計画における文化政策は、その時々の社会環境の変化をふまえながら、変化させて 生涯学習環境の整備、広範な国際化の奨励といった項目が、重要な柱として捉えられるようになって 国際化

口	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
年度(平成)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
応募作品数	104	101	104	156	154	127	178	181	148	159
口	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
年度(平成)	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
応募作品数	159	341	160	158	94	110	119	110	134	115

富田砕花賞応募状況 (資料) 「市事務報告 |

た。

富田砕花賞の制定

ち、 和二十五年)、「ひこばえのうた」(昭和四十五年)、「兵庫讃歌」(昭和四十六年)、「視差錯 受賞している。著作には、詩集「末日頌」(大正四年)、「地の子」(大正八年)、「時代の手」 く評価され、「兵庫県文化の父」とも呼ばれた。昭和二十三年には第一回兵庫県文化賞を 転地し、大正九年(一九二〇)結婚、以後本市に定住した。 とでも知られ、民衆詩派の詩人と評された。 想的な影響を受け、カーペンター、トロウベル、ホイットマンらを日本に紹介したこ 名砕花で「明星」に短歌を発表したのがその創作活動の始まりである。 手県盛岡市に生まれた。上京後、一八歳で与謝野鉄幹、 落」(昭和五十年) などがあげられる。 (大正十一年)、「登高行」(大正十三年)、「手招く者」(大正十五年)、「歌風土記兵庫県」(昭 富田砕花の詩業 すべての蔵書、 全国各地を旅し、多くの校歌・市町歌を作詞している。その多岐にわたる業績は高 遺品類が本市に寄贈されたことにより、「富田砕花顕彰会」が発足し 詩人・富田砕花は、明治二十三(一八九〇)年十一月十五日、 昭和五十九年十月十七日、九三歳で亡くなったの 大正のはじめ頃、病気治療のため本市に 晶子主宰の新詩社に参加し、 砕花は創作活動のかたわ 石川啄木に思 岩

どの窓口は、 なるのは、 二十一年度までの二十年間において応募作品の総数は二九一二作品にのぼっている(7‐10)。この賞の対象と 市民文化の振興に寄与することを願って創設されたものである。 富田 翻訳・アンソロジー(詩文などの選集)・復刻・遺稿詩集などを除いた詩集である。募集受付・審査な 教育委員会社会教育部生涯学習課内におかれている。 毎年全国から多くの応募があり、 わが国の詩の発展を促し、 平成二から



地球家族会議

国際交流協会の文化活動

地球家族会議

芦屋市国際交流協会の設立

(設立経過などは第一章第九

ルナ・ をキーワードに、市民レベルでの国際協力を推進していくことをねらいに企 国際化の進展のなかで多文化共生都市をめざして開催されたものである。 節に詳述)を記念し、国際シンポジウムの開催が企画された。これは急激な 第一回地球家族会議」は平成五年十一月二十日、本市と協会との共催で、 ホールで開催された。 民族や国の壁を超えて共に生きる「地球家族

力とそれらに対する支援のあり方に焦点があてられ、ゲストスピーカーとし 会における女性の役割をテーマに、 画された。この会議では、 第一回テーマに 開発途上国の女性たちの社会貢献 『開発と女性』が選ばれ、 国際社 、の努

て、フィリピンのコラソン・C・アキノ前大統領 (当時)が招聘され、アキノ氏による基調講演が行なわれた。

年、『日本の国際協力のあり方』をテーマとしてルナ・ホールで行なわれた(7‐11)。基調講演は、 ゴック・トゥ在大阪ベトナム社会主義共和国総領事、北村春江芦屋市長が参加、芹田健太郎神戸大学大学院教授 前国連大使 国際シンポジウム・地球家族会議は本市と協会との共催で四年ごとに開催することとなり、 (当時、 以下同じ)、パネリストにはユルウィス・ヤティムレ在大阪インドネシア共和国総領 第二回は平成九 波多野敬雄

をコーディネーターとして開催された。つづく第三回地球家族会議は平成十二年十月五日、『宇宙からみた地球 をテーマとして行なわれた。また、阪神・淡路大震災が起きた平成七年九月には、市内在住の外国人を中心に

外なる交流の展開 国際交流協会の事業は大きく「外なる交流」と「内なる交流」に分けられる。「外なる交

『外国人が語る震災フォーラム』が開催され、震災時の外国人への対応についての意見、要望が出された。

流」とは学生使節の交換、市民の訪問交流をさし、「内なる交流」は婦人英語教室による英語のレッスンや各種セ

動は重要な国際協力事業として、芦屋姉妹都市協会から芦屋市国際交流協会に引き継がれている。 ミナーなど、地域のなかで活発な異文化交流を図り、友好と国際理解を深めようというものである。これらの活

などがあげられる。 「外なる交流」の代表例としては、モンテベロ市との姉妹都市提携、 フィリピンとの交流、 アルル市との交流

キノ前フィリピン大統領が出席したことが契機となり、フィリピンにおける貧困地域の救済や、 フィリピンとの交流 同協会は、 協会設立記念事業として開催した国際シンポジウム・地球家族会議にア

文 化 政 策 五三

五四四

Voluntarism 女性ボランティア開発援護協会)に対して、初年度四○○万円、五年間で総額一○○○万円の支援 ピナツボ火山の噴火で被害を受けた人達への支援が求められた。協会から、NGO U C F (University Center Foundation 大学センター財団) 시 DAWN (Development Advocacy of Women's (非政府活動組織)

また、 人的支援組織として、平成六年、芦屋市海外青年ワーク隊が発足した。このワーク隊は、 国際交流

金を贈呈することを発表した。

門として参加者に国際交流の楽しさを理解し、自己研鑚の一環として、帰国後は市内外でその体験を幅広く活用 にはワーク隊の予備調査グループを派遣し、UCF、DAWVとの連携を深めた。 していくことを目的として設けられた。平成五年に二チームからなる支援のための視察が行なわれ、 (一九九四)年八月八から十九日までの日程でパンパンガ州アンヘレス市に派遣された。このように、 第一回目のワーク隊が平成六 地方自治

体が関与した国際交流団体の途上国に対する支援活動は、これまでに例がなく特筆すべきものである。

内なる交流の進展 本協会を支える活動のもう一つの柱として「内なる交流」があげられるが、その代表が

英語教室である

たのが最初である。 英語教室の歴史は古く、昭和四十四年に姉妹都市協会で「婦人英語教室」として、成人女性を対象に始められ 婦人英語教室は同協会に引き継がれてから、受講対象を男性にも広げ、呼称を「婦人英語教

室」から「 アメリカに姉妹都市を持つ国際文化住宅都市の市民として視野を広げることであり、もう一つの目的 ·英語教室」に変更した。講師は日本人会員が務めている。この英語教室の目的の一つは、 異文化の言

会することが条件とされた。結果として、多くの市民が協会活動や記念事業、 は、学生交換事業のための資金づくりと同協会の会員を増やすことであった。教室の受講に際しては、協会に入 姉妹都市訪問団などに参加するこ

教室では、市内在住のアメリカ人など外国人を講師として、ネイティブ・スピーカーと話すこと、 姉妹都市協会から続いている英語教室に対して、同協会になってからできたのが 「英会話教室」である。この 異国の文化に

とになり、協会の活動の活性化や協会会員の維持増加に寄与することとなった。

師の故郷を訪ね、有志がホームステイをするなど、国際交流にも貢献した。

触れながら会話力を養うことを目的としている。平成十四(二〇〇二)年には、アメリカ・ミシガン州出身の講

者、企業での勤務経験を有する人など多様な経歴をもつ講師陣が、各自の体験、知識、持ち味を活かしながら日 ている。語学の指導には、本市在住のボランティア指導者に講師を依頼してきたが、主婦、学生、外国居住経験 も開催し、成果をあげてきている。本協会ではこの日本語指導事業を「内なる交流」の大きな柱として位置づけ ア語・ブラジルポルトガル語・ドイツ語などの講座が設けられている。また、外国人居住者のために日本語 本語指導を行なっている。本協会独自の事業としてはこれらのほか、各種セミナー事業、コンサートなどの文化 英語教室・英会話教室のほかにも、中国語・インドネシア語・フランス語・スペイン語・韓国朝鮮語・イタリ

活動事業などがあげられる。

第四節 文化活動の展開

市民文化賞

化勲章や兵庫県文化賞の受賞者が多かったこともあり、市民から「市の文化や地域社会の向上に貢献した人を表 の顕彰を目的として「芦屋市民文化賞」の制度が創設された。それ以前から、文化水準の高い本市においては文 受賞者数の推移 昭和四十二年、本市が「国際文化住宅都市」として発展するにあたって功績のあった人々

受賞者の選考基準としては以下の三点が示されている。

彰しては」という要望を受け、創設に至った。

- ①学術的、科学的研究により芦屋という地域文化の高揚に直接貢献した人・団体
- ②健全な芸術、芸能、体育等の活動によって市民生活の向上に密着した功績を残した人・団体
- ③地域社会の向上発展に貢献しその功績が顕著な人・団体

第一回からの受賞者数は7-12のとおりである。分類の社会には行政、医療、福祉など、体育にはスポーツ、

武道など、文化には歴史、文芸、芸能などが含まれている。

受賞者の人数は時期や年によって若干の増減があるが、昭和四十二から平成十六年までの三八回で七一人、

四二団体が受賞している(ただし、第三〇回(平成八年)は「受賞者なし」)。

		197	70-79	198	0-89	1990)_99	合言	+
	会								
	育					4			
			-			13		39	
合	計		39	3	2	21		92	
7-1	9	层市	足士	化當高	学賞学	÷ . ⊞.	休の流	壬動石	・野・
					C 54 L	1 121	11.511	1 2/3 /3	23
	₹.		力 心	σ	1 ~	445	4 lv	₽ .	
平	方防	第	iz	充	貢)	研	な	昭
灰十	•		貢献	実	献	高	究	どの	和皿
一	故		$\overline{}$	貢	描	石	$\overline{}$	発	四十二年の第
	調本	昭和	の 加	献	H	男	展	掘調	二年
でル	量な	四	民		稲三	一	見会	杳	0
	どで	十五	_	野	郎		や謙	を 扣	第一
氷河	Ц	年	団	加久	足	水練	座	当	回回
期	の事	で	14 に	$\stackrel{\frown}{=}$	生	学	を通	· 指	学
の産	故	は、	贈	本	児童	校の	じ	導、	回受賞者は、
留	防 止	芦	りれ	市	委	開	て		•
植物	に	屋兆		り身		設に	化	(T)	村川行弘
です	貝献	Щ	る	体	社会	尽力	財保	貿料	行
ある		•	0	厚害	云教		護	の 但	弘
サ	75	甲		者妇	育禾	校馬	思相	存	会
ナス	大阪	系		祉	女員	E	の	や研	了 山
ゲ 促	山	0		協会	とし	して	晋 及	究	(会下山遺跡
全	渓パ	火		長	てす	後	الله	に 音	哟 、
のた	}	事防		とし	育少	進を	地域	献	八八十
め]	正		て白	年	指導	教会	TH-	塚
グ学	ル	人		夕体	行		文	哥	-塚古墳
術調		名		障が	成や	水	化の	法人	朝
杳	第	財助		13	社	界	振	黒	H
や 日		`		者の	会福	の発	興に	川古	ケ丘遺
本		険		福	祉	展	貢	文	遺
	7-1資 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日	体 文 合 7-(6 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日育 化 計 芦) 予防、事故調査などで山の事故防止に貢献した「大阪山渓パトロール隊」、第三四	社 本 文 合 7-((平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日会 育 化 計	体 文 合 7-(6) (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日育 化 計	社 体 文 合 7-(資 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日本 本 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日本 (平成十二年)では、芦屋背山、六甲山系の山火事防止、人名救助、危	13 4 15 32 24 4 11 39 24 4 11 39 25 26 27 27 27 28 29 29 29 29 29 29 29	社体文 合 11 2 団 献)、高石勝男(芦屋水練学校の開設に尽力、校長として後進を指導、水泳名 イ は 3 日 は 3 日 は 4 日 は 4 日 は 5	社体文合 7-(資 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調社体文合 社体文合 7-(資 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調社体文合 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調性 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調性 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調性	社 本 文 合 7-12 社 本 文 合 7-12 本 本 文 会 7-12 本 本 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表

二. 文化のもよおし

など、地道な努力を通じて市の文化の向上に貢献した団体などにも贈られている。

三十三年、第一回「あしやまつり」が市民の一大祭典として開催された際、各種団体や市の行事がいくつか統合 市民文化祭 昭和四十六(一九七一)年、市民文化祭が単独の催しとして開催されるようになった。 昭和

第四節

文化活動の展開

された。その時に教育委員会の提唱による「文化まつり」も統合されたが、再び独立して開催されることになっ もとで市民団体の参加を得て実施された。 た。これ以後は、「吹奏楽と交響楽の夕べ」や「市民民踊大会」など多岐にわたるプログラムが市民文化祭の名の

れていた。 た。これは 昭和六十三年には、 「芦屋さくらまつり」、既に行なわれていた「芦屋サマーカーニバル」、「あしや秋まつり」から構成さ 市民文化祭とは別に、 ふるさと意識を育てる祭りとして「芦屋三大まつり」 が計

において桜の名所で、芦屋十景の一つである芦屋川沿いの夜桜を中心に

初年度のプログラムをみると、「芦屋さくらまつり」は、

四月三か

?ら十日



7-13 ドラ }

た。また、 は、世界最大級の口径をもつスーパーサーチライトによるショーが行なわれ 実施された。人気の打ち上げ花火のほか、この年のメインイベントとして 野点・出店、 トなど盛りだくさんの行事が催された。このサマーカーニバルでは、 夏祭りとして定着しており、この年で一〇回目を迎え、八月六から七日に る「音と光のショー」が行なわれた。「芦屋サマーカーニバル」は既に市 市民盆踊り、ビンゴ・パーティーやリバーサイドジャズストリ 市民写真コンクールのほか、シンセサイザーとレーザーによ 平成

五(一九九三)年からドラゴンボートレースが「ASHIYA

CUP P と

中止となった。翌年十月十五日に物産展(「米まつり」や「ちゃりていー市」など)と、イベント(だんじりや ボートで漕ぎ進むレースである(7‐13)。「あしや秋まつり」は昭和六十三年に計画されたが諸般の事情により して始められた。これは各地区や団体からの出場者が芦屋川沖から河口に向かう全長四○○メートルのコースを

が「あしや秋まつり」として実施された(第五章第二節参照)。

子どもみこしなど)

もあり、 国際俳句フェスタ98」が好評であったため企画されたものである。平成十一年度には「虚子記念文学館」の完成 芦屋国際俳句祭 俳句文化を創造・発信するまちとしての特徴を鮮明にし、文化復興のメモリアルイベントとして、 「第一回 芦屋国際俳句祭」が開催されたのは平成十一年であった。これは前年の 国際

交流の一環として企画された

語)が一四〇〇句に達し、これらはアメリカをはじめとする二三か国から寄せられた英語による俳句であった。 可能とした。このこともあって、投句総数は一万五〇六三句に及んだ。このうち外国人の部 選考には有馬朗人(国際俳句交流協会名誉会長)、稲畑汀子(日本伝統俳句協会会長)らがあたり、 国内外から俳句を募集するにあたっては、 英語・日本語のホームページを開設し、インターネットでの投句も (日本語または英

顕彰俳句大賞など合計四九の賞を授与した。入選句については句集を六○○○部作成し配布した。

伝統俳句協会会長の記念講演「自然と人間」や交流パーティー「選者を囲んでの俳句の夕べ」が行なわれた。さ the moon (木の枝) 成十二年三月三日の授賞式ではリン・オースティン(ニュージーランド) / 猫があるく/月の上) に芦屋国際俳句大賞 (外国人の部) が授与されたほか、 の作品、 tree limb/cat walks/on 稲畑汀子日本

五一九

第四節

らに翌日の「第六回 俳句からみた自然」が稲岡長日本伝統俳句協会理事をコーディネーターとして行なわれた。 国際俳句シンポジウム」では有馬国際俳句交流協会名誉会長の基調講演と、 シンポジウム

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ

一. 文化財の調査活動と保存

住民に解きほぐし、明らかにしていく第一歩が適切な調査と保護活動の普及である。そして、実生活にも則しつ 歴史のうねりを証す活動 生活環境とともに人間のさまざまな営みを示すのが文化財であり、それを地域の

つ、未来に向けて積極的にその活用を図っていかねばならない。

ており、現在は文化的視点から「景観」そのものも取り込み、人間社会と自然との触れ合いも射程に入れて保護 た概念となっているが、さまざまな人間活動の歩みは生活の端々に及び、古来、自然と向き合う形で変化をとげ 昭和二十五(一九五〇)年に誕生した文化財保護法は、国宝・重要美術品・史蹟名勝天然記念物などを包括し

品・絵画・彫刻・古文書や民俗文化財、伝承、そして土中に存在する埋蔵文化財などがあるが、これらは一度失 地域の文化財には、 固有の来歴があり、土地に根ざした人々の知恵や工夫の跡をとどめている。 対象の拡大を図る傾向にある。

われてしまうと、二度と形を取り戻すことのできないものが多い。そして、公益性の高い国民共有の文化資産で

もある。

紹介し、明らかになったことをできるだけ関連づけて叙述する。 史』本編・史料編や の成果や意義を要領よく収めている。本節では、それとの重複を避けつつ、 本市の文化財保護活動は、昭和二十年代末から行なわれた市史編纂事業に付随して始まった。 『新修芦屋市史』本篇・資料篇一・資料篇二には、 断片的ながら、 昭和四十三年前後からの調査活動を 昭和五十年頃までの 旧版の 『芦屋市

四十年代中頃以降、 統的な街路を急速に消滅させ、土着の文化財がまたたく間に行方不明となる事態を引き起こす。本市では、昭和 て行なわれてきた。とりわけ市域南東部の春日地区は、 西国街道と民家・民具の調査 民家や民具の実測調査、 (本街道)のまちなみが保存状態良く遺存していたが、土地区画整理事業により消滅することとなったた こうした実情に直面し、記録を残すための調査が 街道沿いの記録調査を行なった。 街区の整備は、住みやすい土地空間を提供する一方で、 非戦災地区の一つとして知られ、 「芦屋市民家・民具調査グループ」によっ 近世以来の旧西国 旧来のまちなみや伝

高い六棟を確認し、築一〇〇から一五〇年の口碑や伝承の保持四棟、 六○棟を数える大正期以前の古民家をリストアップした。これらのうち江戸時代後期から幕末まで遡る可能性の 棟の年代的根拠が得られた。主なものをあげると、三条町の小阪正一家住宅・五味富治家住宅、 市内の民家調査は、昭和四十九年度から進められ、八調査区域を設定し、外観の観察と口碑に基づいておよそ 文献史料による証左一棟、 遺構編年による 打出春日町

第五節

に解体が決まり、 日土地区画整理事業区域に該当するため、 打出焼瓦を葺く例もみられた。 なかには三条町の井田市左衛門家住宅のように、 比奈貞雄家住宅、 現、 春日 町 の幸田中二家住宅・名田巌家住宅、 事前に間取り調査と所蔵農具・民具のリスト 浜芦屋町の 山村久右衛門家住宅などである。 春日町の阪口喜蔵家住宅は、 昭和四十九年三月末 屋根に在 岩園町 地 の朝 0)

作成調査を実施した。

ŋ 家は、 しは駕籠屋 滅した。 一家住宅も解体前に応急の間取り調査を行なった。この古民 また、 土地区画整理事業によって、 市内で当時三棟確認された藁葺き屋根をもつ稀少例であ 屋号を「カゴヤ」と称し、 西国街道 (運送業) であったとみられる。 (本街道) の北側に所在して南面する幸田 昭和五十二年一月に完全に消 江戸時代以来、 竹籠屋ない 中

的な改善整備を開始した。近代に継承されてきた旧西国街道の四十八年一月、春日土地区画整理事業として、まちなみの本格打出春日地区の西国街道沿いまちなみ調査 本市は、昭和



7-14 春日地区 旧西国街道沿いのまちなみ復元 (出典) 『芦屋の生活文化史』

なったため、旧村の態を面的に知り得る最後の調査の機会が訪面影を残す古いまちなみは、広範囲にわたって消え去ることに

れたといえる。

好な形で記録することができた。 昭和五十一年度に打出村のまちなみの現状、口碑の収集、石昭和五十一年度に打出村のまちなみの現状、口碑の採集と旧観の写真記録によっておおむれ昭和初期頃まで遡って復元することが可能であった。春日町 12 世級 12 世級 12 世級 12 世級 13 世級 14 世級 15 世級 16 世級 16 世級 17 世級 18 世級

屋・八百屋などが、店を構えて賑わっていたのである。また、れてきたことがうかがえる。街道沿いには7‐14にみるよう馬面の酒造地へと運び、日常的には生活道路として脈々と使用さ面の酒造地へと運び、日常的には生活道路として脈々と使用さるたことがうかがえる。街道沿いには馬力幅で花崗岩の板



第五節

そうれん道が北方へ分岐して、その先には打出村の共同墓地が存在し、茶毘にふすため、埋葬に至るまでの長い

道のりを満池谷(西宮市)の火葬場へと運んだという。

該当地区で総数四五点を確認し、 くが近世初頭以降の石造物である。市内最古の金石文は、 で布引花崗閃緑岩が用いられている。年代的には、室町時代後期の石仏・一石五輪塔などが存在するが、その多 布する石造物は、 土地区画整理事業の進捗と墓園への無縁仏の集結が主なものであるが、春日土地区画整理事業に伴う調査では、 の芽グループによる地道な石造文化財調査が進められ、 石造遺品や農具・民具の基本調査 室町時代前期より流入のみられる和泉砂岩は抑制ぎみで、六甲花崗岩の使用を主体とし、つい 国道二号以南、宮川以東で一五一点を記録にとどめることができた。本市に分 石造物は昭和四十年代後半に入って急速に減少した。その間、 孔版刷の記録が公にされている。石造物減少の要因は 津知町に所在する永正十七(一五二〇)年銘のみられ 地元の芦

めることのできない在地の資料が、この時期に最も多く収集できた。 農具・民具の収集と調査は、 唐箕・万石通・千歯扱・籾摺臼・手焙り・炭取り・用心太鼓・石臼・手かぎ・トビなど、今となっては集 春日町の阪口喜蔵氏寄贈品、 昭和四十九(一九七四)・五十一年度を中心に行ない、平成三年度にも一部実施 西山町の山村哲男氏寄贈品、 西蔵町の佐久間武一氏寄贈品などが主な民俗資

る日吉神社石祠であり、これは市指定文化財(建造物)として保存されている。

査を行なったこともある。奥山に存在するいもり池は、氷河期の残留植物であるサギスゲ(鷺菅)の地球上 もり池の植物調査 市内には、 地球上で貴重な位置を示すものがあり、 その評価を検証するために専 の南

限地として知られた存在である。サギスゲは、カヤツリグサ科の多年草で、白い花穂が白鷺の舞い降りたようす に似るところから「サギスゲ」の学名が起こったものである。 関東、中部高山湿地に生息する寒冷性植物であるが、現在、いもり池の群生は減少の一途をたどってい ヨーロッパ中・北部、 ロシア、 中国東北部

氏の協力を得て、分布状態と生育状態に関する詳細な調査を行なった。その結果、サギスゲは天然記念物相当の 調査を実施した。 その保存状態が急速に劣悪となり、 サギスゲの自生は近畿地方でわずか九か所を数えるのみで、いもり池は日本においても最西限として重要な 昭和四十九年、 市教育委員会と環境整備課が連携し、大阪市立自然史博物館の瀬戸剛・那須孝悌・樽野博幸諸 周辺開発に伴うアルカリ分の池水への流入や周辺雑草・雑木の岸辺への進出により 一時危機的状況に陥ったため、その現状把握を目的にこの池全体の植物悉皆

搗唄」、「籾摺唄」 仕事唄などの芸能調査 が採録でき、「素麺作り唄」、「糸紡唄」、「はた織り唄」などの多彩な仕事唄も収録し、 仕事唄については、芦屋が本来農村であったことを示す「田植唄」、「草取唄」、「殻竿ないない。 この地方特

寒冷植物として特筆されるものであるが、

その条件を満たす生育数が確保されていない現状が確認されたことか

ら、天然記念物指定には至らなかった。

四十年代末頃まで遊び唄として知られる「手まり唄」が日常的に聞こえていたことなどを記憶にとどめたい。 内の各神社の祭礼に際しては、「みこしかき音頭」が唄われ、 有の「石つき唄」については、一部ではあるものの中島富蔵氏から中村茂隆氏が採譜を行なっている。また、市 酒宴の席では「伊勢音頭」が唄われたことや、昭和

なお、新しい民謡の一つとして、河野茂雄作詞、 山内隆補訂にかかる「芦屋音頭」も市民によく親しまれ、今

第五節

日も受け継がれている。

丹市の「麦わら音頭」との関係性も深く、江戸時代後期に遡る口碑も存在する。西宮を経ての伝播経路が判って いる点も貴重であるが、変容の度合いが興味深い。 芸能に関するものでは、 盆踊りで必ず踊られる上宮川町の「しゃこ踊り」は大正時代後半期からの定着で、伊

だんじりが無かったとされる)。 屋・打出の二基は現存している。」とされている(なお、本書発刊にあたっての聞き取りによると茶屋芦屋には た。このうち、 基、芦屋村内の五集落に各一基(山芦屋、東芦屋、西芦屋、茶屋芦屋、浜芦屋)の計八基のだんじりがあっ また、『芦屋の生活文化史』(昭和五十四年)によると「戦前まで市内には、打出、 津知・西芦屋・茶屋芦屋・浜芦屋は戦災で焼失し、東芦屋のものは解体、三条は売却され、 津知、三条という旧村落に各 山芦

が 出の地車の巡行が復活された。また、昭和五十七年に西芦屋が「西之町」として、昭和六十二年に浜芦屋と津知 ら地車を借用していたが、その後、中古地車を購入した。現在、五基の地車が存在する。 平成元年から開催されている「あしや秋まつり」には、 「精道」として、平成二年から三条が新たに巡行を行なった。 昭和四十八年、 山芦屋は名称を「山之町」と改称して地車(だんじり)の巡行を行なった。昭和四十九年に打 地車の練り廻しが行なわれ、あしや秋まつりを盛り上 西之町、精道、三条は当初、 神戸、西宮方面か

文化財や景観の映像記録化 芦屋の歴史・風土は年々消え去っている。それらを可能な限り対象とし、より げている。

成二年)、「中世の芦屋」(平成六年)である。これらはいずれも、DVD 化されて、 要文化財 年)、「宮川に沿って」(昭和六十一年)、「移りゆく芦屋―建物に見る近代住宅都市への動き―」(昭和六十二年)、「重 かりやすく市民に紹介するため、山本徹男(映像作家) 『芦屋文化財シリーズ』として、順次、映像資料が作成された。そのタイトルは、「芦屋川に沿って」(昭和六十 旧山邑家住宅」(昭和六十三年、平成元年)、「芦屋の古墳を訪ねて」(平成元年)、「表六甲のあけぼの」(平 の撮影・編集によって、昭和六十(一九八五)年か 図書館視聴覚ライブラリーや

取り込んで建築されている。当事、 邑太左衛門 国指定重要文化財の保存と修復 (櫻正宗蔵元)が子息の別邸として計画・建設したもので、芦屋川左岸の山手町の丘陵地形を巧みに 帝国ホテル建設のために来日中であったアメリカ人建築家で近代建築の巨匠 ヨドコウ迎賓館は大正十三(一九二四)年に、灘五郷の酒造家の一人、

山

ラポルテ市民サービスコーナーなどで市民が身近に利用できるようになっている。

一十二年に現在の所有者である株式会社淀川製鋼所の所有となり、社長公邸や貸家、独身寮として使用されてい この建物は、昭和十年人手にわたり、さらに戦後は進駐軍の社交場として使われたこともあったが、昭和

といわれたフランク・ロイド・ライトが原設計を、その弟子が実施設計を行ない、完成に導いた。

ど建築分野の専門家や周辺住民から保存への強い要望が出され、署名運動が起こったことから、 和四十六年十一月、マンション建設のため、 所有者はその永年保存を勇断し、昭和四十八年に文化庁に重要文化財指定の陳情書を提出した 取り壊し計画が持ち上がったことを契機として日本建築学会な 計画は白紙撤回

された。その後、

第五節

井

上利行淀川製鋼所取締役社長は本事業への貢献により昭和四十九年に芦屋市民文化賞を受賞している。 ことが実って、翌年五月に鉄筋コンクリート造りの建造物としては初の国の重要文化財に指定された。なお、

文化政策の深まり

文化活動の高まり

建物全体に経年による老朽化が進んでいたため、昭和五十六年度に修理の方針を策定するための予備調査を行

県・市・所有者の総力を結集して保存修理が行なわれた。その結果、一般には長い間その存在さえほとんど知ら れていなかった旧山邑家住宅が脚光を浴び、広く認識されることとなった。 ない、同六十年七月から三年半の歳月を費やして国庫補助事業として総事業費二億二四九六万円をかけ、国 市域には多くの文化財があるが、特に重要なものについては国・県・市の指定を受け、保存に特別な措置がと

られることになる。

平成二十二年四月現在の指定文化財は7-15のとおりである。

◎国指定文化財 (重要文化財)

指定物件	指定年月日	所 在 地	公 開
〔建造物〕 1.旧山邑家住宅(淀川製鋼迎賓館)	S49.5.21	山手町3番10号 ヨドコウ迎賓館	ヨドコウ迎賓館開館日 10:00~16:00
〔美術工芸品 工芸品〕 2.扇面鳥兜螺鈿蒔絵料紙箱	S45.5.25	山芦屋町13番31号 (財)滴翠美術館	特別展開催時 常設ではないため問 い合わせが必要です。
〔美術工芸品 考古資料〕 3.銅経筒	S12.5.25	個人所有	
〔美術工芸品 考古資料〕 4.埴輪男子跪坐像	S34.12.18	個人所有	
〔重要無形文化財 芸能〕 5.人形浄瑠璃文楽人形	H6.6.27	個人保持	

◎国登録有形文化財

@ D E M 1 / / / 10/1					
登録物件	登録年月日	所 在 地	公 開		
1.中山家住宅主屋 中山家住宅表門および塀	H19.5.15	三条町24番16号	生涯学習課へ問い合わせて下さい。		
2.旧松山家住宅松濤館 (芦屋市立図書館打出分室) 旧松山家住字堀	H21.1.8	打出小槌町2番	図書館打出分室の開 室日		

◎県指定文化財

指定物件	指定年月日	所 在 地	公 開		
1.県指定有形文化財 芦屋会下山弥生時代住居址	S35.5.12	三条町258番地 山手中学校裏山	自由見学可		
2.県指定有形文化財 伝芦屋廃寺塔心礎	S38.4.19	伊勢町12番25号 市立美術博物館庭園内	美術博物館開館日		

◎市指定文化財

◎申拍走又化則			
指定物件	指定年月日	所 在 地	公 開
1.親王寺所蔵考古資料一括	H2.3.22	打出町3番21号親王寺	非公開
2.旧三条村共有文書一括	H2.3.22	三条町9番14号 芦屋市三条会	非公開
3.伝猿丸太夫之墓	H3.3.23	東芦屋町20番3号 芦屋神社	自由見学可
4.四季耕作図屏風 六曲一双	Н3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
5.三好長康山論裁許状 (附、挟板)	H3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
6.日吉神社石祠	H5.3.8	津知町6番9号 日吉神社	自由見学可
7.小阪家住宅	H6.3.23	陽光町地先芦屋市	非公開
8.徳川大坂城毛利家採石場 出土 刻印石	H16.3.26	剣谷17番地先 芦屋市霊園内	自由見学可
9.会下山遺跡出土青銅製漢式 三翼鏃	H19.3.2	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
10.金津山古墳	H22.3.19	春日町153番 156-2番	生涯学習課へ問い合 わせて下さい。

7-15 市内の指定文化財 (資料)教育委員会

一 埋蔵文化財の保存と活用

布地図の作成と公示によって、諸種の開発事業との調整を随時図り、周知徹底に努めてきた。 財」は、本来その実態の把握にかなりの困難を伴う文化財の最たるものである。本市においては、その現状を分 埋蔵文化財調査の増加と概観 古墳や城跡などを例外として、原則的には土中に埋もれている「埋蔵文化

資、近代化資料や戦災痕跡にも目を配っている。 してきたところとして知られている。近年は、芦屋川水車場跡や呉川遺跡といった芦屋の特色ある、近代生活物 にわたって可能な限り保護の施策を進めてきており、阪神間でもかけがえのない歴史資料を早くから収集・ 本市ではその分布状況の把握を昭和四十三(一九六八)年の台帳づくりから本格的に開始し、 爾来四十年以上

年、平成二十一年と改定を重ね、 万二〇〇〇箱近くになる。 埋蔵文化財包蔵地分布地図は、その後、 現在一五六の遺跡数を数えるに至っている。出土資料の収蔵コンテナ数は 昭和五十五年、昭和六十三年、平成五(一九九三)年、 平成十三

成七年一月の阪神・淡路大震災によって都市機能が喪失するような多大な被害を受けた地域であり、その渦中で した埋蔵文化財の調査記録は、予算のついたものに限り、記録保存の証として報告書を作成しており、現在、『芦 の埋蔵文化財保護施策についても諸条件の制約のもと、適切な対応を行なってきており、別項で記述する。こう 発掘調査の件数も日々増大し、芦屋の歴史を大幅に塗り替える大きな成果をもたらしている。なお、本市は平

至便な書籍が必要な時期を迎えている。以下では、この四十年間の調査のなかから、その一部を選び出し、 この四十年間の新事実もきわめて膨大な蓄積があり、 市史』資料篇一では、昭和五十年頃までの遺跡調査の成果をコンパクトにまとめ、考古資料篇の観を呈するが. えるので、 屋市文化財調査報告』第八十七集までと『実績報告集』三冊分の刊行を終えている。震災後の数が六十四冊を数 いかにこの十五年間の発掘調査量が多かったかが推測されよう。昭和五十一年に公刊した その頃と比べて数倍以上に達した資料を市民に還元できる 『新修芦屋 小見

出しを立てて、

概要を紹介することにする。

る。これらは石室が地上に露出するものも多く、生活空間の中に邸宅の築山や神社内の石室として残されてい 丘陵地一帯には、八十塚古墳群や三条古墳群、 横穴式石室墳は、 る阿保親王塚古墳や金津山古墳など大形古墳の緑なす墳丘が現存している。また、 市街地からすがたを現しはじめた古墳や古墓 かつてその周辺に広がっていた天神山古墳群の名残をとどめている。さらに、 城山古墳群などの横穴式石室墳を主体とする群集墳が存在してい 市域東部の翠ケ丘丘陵には、 古墳時代前期や中期の築造であ 山麓部の芦屋神社境内に残る 六甲山 [地前 畄

ぶ。また、稀少なものとして、竪穴系の石室を主体部とする古墳の存在も確認された。東芦屋町では、表六甲で 誇ることが明らかになった。横穴式石室から出土した多彩な副葬品の年代は、 八十塚古墳群は、 この四十年の間に、古墳の分布調査が精力的に行なわれ、加えて発掘調査も実施されるようになった結果、 小円墳を中心に構成された数十基を数える古墳時代後期の古墳群であり、 六世紀後半から七世紀中頃に及 阪神間有数の規模を

る。

第五節

初めて奈良時代の火葬墓(藤ヶ谷古墓)が発見された。

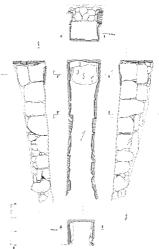


れた。三条岡山古墳群は木棺直葬墳の可能性があり、 代の珍しい祭祀遺構や、 に古墳祭祀に用いられた多くの土器類が残されていることなどから、郡司層へと連なる被葬者の姿が浮き彫りに 播磨から運び込まれた多量の竜山石片が敷き詰められていること、多角形の墳丘を持つこと、 なお、 市域西端の三条岡山遺跡では、 扇状地上の寺田遺跡や月若遺跡などでは古墳時代前期に遡り得る埴輪・管玉の出土が知られて 円筒埴輪を有する直径一〇から一五メートル程度の円墳群 (水車場跡) 事前発掘調査の 代に石室内の発掘調査が行なわれた旭塚古墳 模ながら多角形の墳丘をもつ城山三号墳なども含まれる。また、 む斜面地に新たな古墳が見つかり、 裾へと伸びてきた宅地開発やマンション建設によって、高座川や芦屋川 終末期の横穴式石室墳であることが再認識された。墳丘前庭部や石室床 われた。そのなかには、 あらためて発掘調査が実施され、この古墳が、近畿地方でも特異な古墳時代 芦屋川右岸域に立地する三条古墳群や城山古墳群についても、 宅地の再開発などに伴って、 横穴式石室をもつ三条古墳群 県下最大規模の石室を内蔵した山芦屋古墳や、 事前の発掘調査 子持勾玉や鉄刀を供献した飛鳥時 7 17 7 ・城山古墳群へ (三条岡山古墳群) 7 16 墳丘前面のテラス 18 が次々と行な の変遷がうか につい 昭和三十年 しだい が見出さ に山 面に 小規 に臨

いるので、丘陵部分や扇状地上にこの時期の古墳が営まれていた可能性も考えられている。ごく最近では、月若

がわれる。

された。さらに、





-氏撮影)

がみつかった(7

; 19

市域東部の翠ケ丘丘陵に

遺跡から大変珍しい小銅鐸

は、元塚やうの塚、

鞍塚と

7-17 7-18 旭塚古墳実測図 旭塚古墳 (梅原章

つ遺跡が点在していたが、 いった塚や古墳の伝承を持

(上) (下)

対象となった。元塚は、 よって相次いで発掘調査の これらも近年の再開発に

五五メートルの帆立貝形の古墳であり、しかも二重周濠を伴うことが確認された。昭和六十一(一九八六)年に 持つものについても、その多くが古墳ではないことが明らかになってきた。その一方で、宅地化したまちなみの 来中世に築かれた塚であったが荒廃が進み、近世に改修されたようすが観察された。また、このほかの塚伝承を 下に古墳の痕跡が埋没していることが明確化したことも重要である。その例として、金津山古墳をあげることが 金津山古墳の西方一〇〇メートルで、円筒埴輪、 金津山古墳は従来、大形の円墳と認識されてきたが、周濠の検出状況から、短い前方部を持つ墳丘長 人物埴輪、 赤 白・緑の顔料の塗布された形象埴輪 製

第五節

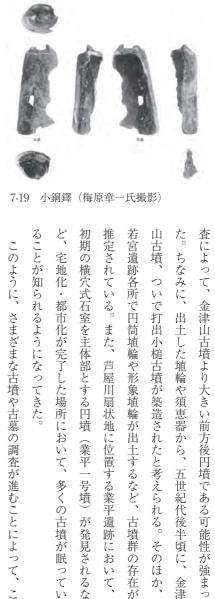
は、

できる。

家など)、葺石を有する古墳の濠が新たに見つかり、

打出小槌古墳と名づけられた。この古墳は、たび重なる調

五世紀代後半頃に、



若宮遺跡各所で円筒埴輪や形象埴輪が出土するなど、古墳群の存在が 推定されている。また、芦屋川扇状地に位置する業平遺跡におい

初期の横穴式石室を主体部とする円墳(業平一号墳)が発見されるな 宅地化・都市化が完了した場所において、多くの古墳が眠ってい

ることが知られるようになってきた。

このように、さまざまな古墳や古墓の調査が進むことによって、こ

を担った人々と奈良・平安時代に活躍した氏族の間を繋ぐ歴史を、徐々に読み解くことができるようになってい の土地の開発や経営を主導してきた古代の豪族たちの出自や系譜を掌握することが可能となり、 縄文・弥生時代

古代菟原郡中枢地としての葦屋

る。

遺跡 代半ば頃より、 の成果が特筆すべきものであり、 バブル経済期をはさんで調査対象が急速に平野部へと移行していったが、この地域では特に古代 地域の歴史像を根底から塗り替えるような発見が相次いだ。

埋蔵文化財調査の七割近くが芦屋川右岸域で行なわれてきた。

昭和五十年

寺田遺跡では、その西部の一角で園池状の遺構が見出だされ、出土した須恵器には、郡司層の往来を示唆す



る「大領」、「少領」の墨書が発見された。長官・次官

三条九ノ坪遺跡出土の木簡)「兵庫県文化財調査報告書」

記された干支年銘の木簡(7‐20)が初めて出土し、 北方、三条九ノ坪遺跡では、流路から「壬子三年」と 落が一部官衙施設を併存させる姿で垣間見える。その 立柱建物が東西に連接して立ち並び、大規模な古代集 された意義は大きい。高燥な扇状地面には規則的な掘 クラスの文字史料が県下で初めて同一地点から確認

政の一端が知られた。

難波長柄豊崎宮の造営時期と同年であり、当時、

先進的であった文章行

日本でも最古級の史料として注目された。想定される

六五二年という暦年代は、

前期難波宮、

初現期の瓦類は七世紀後半から末の年代を示し、その後の調査で月若遺跡や寺田遺跡など広範囲に分布すること 多用した遺構と大量の屋瓦、 み合う忍冬唐草文軒平瓦が初めて確認され、同時期の調査により古い高句麗系軒丸瓦も出土している。これらの 芦屋廃寺遺跡では、寺域中枢が掌握されつつあり、第六十二地点の調査では、基壇の一部と推定される塼を 前身の掘立柱建物などもみつかった。創建期の軒瓦は、八弁複弁蓮華文軒丸瓦と組

芦屋廃寺の伽藍の完成までには数十年が費やされたとみられ、八世紀前半から中頃に一つのエポックが認めら

も追認でき、逆に大きな課題となっている。

第五節

れる



に所在する深江北町遺跡 (神戸市東灘区)

有機的な遺跡群を包括しており、

ある。その石垣普請は、 東六甲の大坂城石切場 当時の城郭建築の粋をきわめた技術を駆使して造られたものであり、みごとな高石垣に 特別史跡となっている大阪城は、 江戸時代初頭に徳川家によって再築されたもので

この石垣の構築は、豊臣恩顧の大名を中心に西国六四家の諸大名を動員し、三期十年の歳月をかけて築かれた

感嘆する。

立が充足されつつあるようすがうかがえよう。

北方、東方と分布範囲を広げており、

寺域の整備と主要堂宇の

鉄鉢形土器をはじめ、多量の灯火具が出土した。この時期

0

瓦は

;が一括投棄されていた第七十五地点では、「寺」をスタンプした

(7-21)。七三○から七四○年頃の供膳具を中心とする土器

芦屋地域 想像以上の古代遺跡の発見は、令制下の摂津国莬原郡における の果たした中心的な役割を一 層鮮明なものとした。

古代

山陽道の摂津地方の拠点といえる葦屋驛家、 郡を代表する芦屋廃

寺、 初 期 郡 衙 の候補の地と言うべき寺田遺跡や月若遺跡 の動

などの津の管理や駅路経営に関わる駅戸集落の存在が浮上するなど、 津へ至る南北津路の想定、 津知遺跡の大型建物群や関連して近傍

いわゆる「官衙ブロック」の形成が判明した意義があろう。

されている。そして、石垣の大半を占める築石(平石) 笠置・加茂、さらには二条城、伏見城の転用石材など各所から集められたものであり、 天下普請として知られている。使用された石材は、遠く北部九州から、 部分の用材を中心に、三分の一程度が東六甲の各地から 瀬戸内海の沿岸と島々、東六甲・生駒 総数は一〇〇万個と推算

供給された。



岩ケ平の刻印石 7-22

その後の保存と活用でも継承されている。

方の一つといえ、刻印を歴史資料として根幹にすえたものであり なっている各 ŋ 東西六・五キロに及ぶ。良質な花崗岩の産出地を選んだものであ る分布調査が大きな基盤をなしている。今日周知された遺跡とも 叙述したが、昭和四十三(一九六八)年からの芦の芽グループによ る採石場のなかでも突出した石材供給率を誇っている。 この石切場の調査・研究の沿革は、『新修芦屋市史』本篇に詳しく 東六甲の石切場は、 海路大坂城まで約二〇キロの至近地という立地条件から、 「刻印群」(7-22) は、 神戸市から芦屋市・西宮市にかけて分布し、 全国的にもユニークなとらえ

五十四年に国庫補助事業による分布調査を行ない、刻印石を文化財 これまでの民間調査の蓄積を受けた本市教育委員会は、 昭

保護の対象として取り扱いを進めてきた。昭和五十五年に公刊された遺跡分布地図には、 では、採石場単体として事前発掘調査を実施するには至らず、 登載されており、 文化財保護行政における新たな一歩を踏み出したといえる。 古墳の調査に付随して、ようやく土中の埋没石材 しかし、 昭和五十年代 刻印石の位置が詳しく ・六十年代

確認された。山麓部で切り出された石材を海路で運搬する際の積出場であり、東六甲と大坂城を結ぶ中継地とし この間、 特記すべきことがらとして、昭和六十三年に、山麓部ではなく海浜部の呉川町にて刻印を伴う石材が を確認できる段階であった。



-23 岩園町の石切場の調査現場

平成に入ると、採石場の調査件数は増加の一途をたどり、平て石切丁場と普請丁場とを結ぶ貴重な発見として注目される。

からは、 部の開発に呼応する大規模調査が実施され(7-23)、採石活動に携 れた結果、 材の移築保存を前提とした発掘調査がひき続き進められた。平成八年度 採石遺構や刻印石、 での成果がもたらされてい 民間の分布調査の継続と宅地開発に伴う事前調査がほぼ網羅的に行なわ (一九九三) 年度には芦屋市墓園拡張工事に伴う事前調査が実施され 国庫補助事業として採石場対象の発掘調査も随時実施され 岩ケ平刻印群においては、 矢穴痕を持つ割石を対象とした記録保存に加え、 る。 平成十三年度や平成十六年度には、 採石大名の丁場割が推定され 平成 るま わ Щ 石 Ŧ.

た石工の建物跡、 道具の修繕・加工を推測させる鍛冶遺構の検出に加え、立地や地形環境によって違いをみせる

類型別の占有丁場のあり方など、総合的な視点を生み出す成果をあげている。

阪城天守閣・大阪歴史学会・読売新聞大阪本社などと共同でシンポジウムを開き、成果書を作成するなど普及 本市教育委員会では、これまでのあゆみや数多くの調査成果を『発掘調査報告書』として著し、一方では、大

啓発にも努めている。

造物が倒壊し、 るに至った。また、全壊した小阪家住宅は、平成八年度に移築保存ができるよう解体調査が実施され、その部材 ては平成七年六月から平成十年三月にかけて修理工事が実施され、平成十年五月にようやく一般公開が再開され などの出土品の破損をはじめ、被害情況の全般が把握された。国指定重要文化財の旧山邑家住宅 ともに長年守られてきた文化財にも甚大な影響をもたらした。その直後には、歴史的建造物や指定文化財、 こった阪神・淡路大震災は、建物や道路、ライフラインに壊滅的な被害を及ぼし、多くの市民の犠牲者が出ると 阪神・淡路大震災による文化財の被害と埋蔵文化財の復興調査 は一部損壊し、市指定文化財の小阪家住宅は全壊した。これら指定物件以外でも、各所で数多くの歴史的建 本市の歴史的景観を担ってきた多くの文化遺産が一挙に消滅した。その後、 平成七(一九九五)年一月十七日未明に起 旧山邑家住宅につい (淀川製鋼迎賓 土器

壊や整理箱の倒壊、 このように激震によって数多くの有形文化財に直接的な被害が及んだのに対して、 混乱、破損を除くと、大きな被害は認められなかった。しかし、埋蔵文化財が包蔵される問 埋蔵文化財は、

は、再建を目的に市によって保管されている。

おり、 知の遺跡の範囲内では、多くの建物が倒壊し、 の迅速な復旧 緊急事態にあっては、文化財保護法に基づき平常時に実施してきた工事着手前の発掘調査が被災した市民の生活 それらの復旧や復興に伴う土木・建設工事によって埋蔵文化財が急速に損壊を受けることが予測され ・復興の障壁になることが懸念され、その対応は、本市にとって深刻な課題となった。 また、ライフラインとなる道路やさまざまな埋設管が寸断されて

基づく届出および通知を要しない取り扱いを定める運用上の軽減措置がまずとられた。さらに、 れ、適用期間を二年間延長する措置が採られた。 七年六月一日から平成十年五月三十一日までの三年間と定められた。その後、 化庁次長通知) 二十九日付の ついて」(文化庁次長通知)に基づき、同年五月末までに着工する震災に伴う復旧工事に対して、文化財保護法に このような状況下、文化庁による平成七年二月二十三日付の「復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取り扱いに 「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針について」(文 では、 復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財保護との整合性が示され、その適用期間 被災地の復興の進捗情況が勘案さ 平成七年三月 心を平成

いは大きく軽減され、 文化財が直接損壊しない場合には、 議をもって作成された。具体的には、 調査期間を短縮し、 発掘調査を不要とする内容が盛り込まれた。その結果、 地下に埋蔵文化財の存在が確認されていても、工事掘削深度が浅く、 調査件数を減少させるのに有効なものとなった。 埋蔵文化財の取 埋蔵 り扱

県教育委員会は、

この通知に基づき適用要領を整備し、

さらに取り扱いマニュアルが県および関係市町との協

発掘調査に伴う費用については、通常は、事業者による負担が原則で、発掘届出者が個人の場合のみ国庫補助

市内における発掘調査を迅速に遂行することができた。なお、本市の調査を支援した派遣職員は、平成七年度に となった。そして、本市で対応できない発掘調査については、 事業の対象となり、公費負担を適用していた。しかし、震災復興調査では、中・小企業が建設する共同住宅など と十年の二年間は、全国からの支援は終了したが、県教育委員会の専門職員による支援を引き続き受け、 八府県一一名、 と文化庁が各自治体との調整を図り、各府県・政令市から兵庫県に埋蔵文化財の専門職員が多数派遣されること こととした。さらに、震災復興調査を担当する専門職員の不足も大きな課題であったが、これについては自治省 も被災者の住宅対策とみなし、その建設についても国庫補助事業として適用し、 平成八年度に二三府県二市五七名、 平成九年度には九府県一一名となっている。また、平成九年 随時、県教育委員会に派遣職員の支援を依頼し、 調査費は、公費負担で対応する 五年間

本発掘調査は九三件実施され、調査面積はおそらく二万平方メートルを超えるものと推測される。 る。そして、十月に入ると本格的な発掘調査が実施さるようになった。その後、平成十一年度までの五年間で、 か、本市における震災後の発掘調査については、平成七年六月にようやく工事に伴う確認調査が実施されてい このように、抜本的な方針を示し、財源・人員が確保され、実際に発掘調査を実施する体制が整備されるな

にわたる震災復興調査を乗り切ることができた。

伴う調査が動き出した。これらの事業は数か年の長期にわたり、その間、本市教育委員会が調査主体となって、 業や芦屋西部第一地区および第二地区土地区画整理事業、 震災後しばらくは、 住宅の復興に伴う調査が大半を占めたが、平成八年度の末頃から、 都市計画道路山手幹線街路事業などの大型公共事業に 若宮地区住環境整備事

第五節

随時発掘調査を実施した。なお、山手幹線街路事業については、

調査量の多



現地説明会

7-24

が、平成十二から十八年の間、発掘調査を行なう方針をとった。 け、 に伴う発掘調査を地方自治法に基づく自治体間の一部事務委任として位置づ 的なフェニックス計画の一環として位置づけられた経緯もあって、当該事業 さから本市の調査体制で対応するのは非常に困難と考えられたことと、広域 調査主体を芦屋市教育委員会とし、 調査機関として神戸市教育委員会

災復興調査の成果―」を開催し、 三か年の震災復興調査で出土した資料を速報的に市民に公開し、 市民センター展示場において、「最新発掘!考古学からみた芦屋展-調査の意義な | '95 | '97 | 震

に公開した。さらに、平成九年十一月三十日から十二月十日を会期として、

震災復興調査の成果は、できるだけ現地説明会(7‐24)を開催

市民

に見舞われた深刻な状況においても、この土地に根づいた歴史や文化にとってかけがえのない証人となる歴史文 阪神・淡路大震災は、 戦後の文化財保護行政にとっても全く未経験の被害に直面したが、 本市は未曾有の災害

ど普及啓発に努めた。

国史跡指定に向けての事業を推進したことがあげられよう。会下山遺跡は、三条町に所在する弥生時代の高地性 会下山遺跡の国史跡指定をめざして 近年の大きな動きの一つに、 県史跡の会下山遺跡に再び焦点をあて、

化遺産を後世に少しでも残し、伝えるため尽力したのである。

構成するさまざまな種類の遺構に恵まれ、土器や石器、 市の数多くの発掘調査の原点に位置づけられる。その結果、 掘調査を行なった。これらの調査は、本市における初めての埋蔵文化財調査であり、 内容を解明するため、市教育委員会が調査主体となって発掘調査を実施し、 集落として全国的に知られた存在である。 植物実習園を整備したことを契機として、作業を担った中学生が発見した。その後、 昭和二十九(一九五四)年、 鉄器、青銅器などの遺物も数多く出土した。水稲耕作 竪穴住居跡や祭祀場跡をはじめ、 市立山手中学校が裏山にあたる会下山に 以後、 昭和三十六年までに六次の発 今日まで行なわれてきた本 昭和三十一年には 弥生時代の集落を 跡



えた。

て、典型をなす高地性集落として、その後の歴史学界に大きな影響を与

昭和三十五年には、これら本遺跡の学術的価値が評価され、

県史

を主たる生業としていた弥生文化の時代において山に立地する集落の

在は、それまでにほとんど知られておらず、

眺望が良好な立地と合

わ

存

会下山遺跡の現状

に協力した。 跡第一号に指定された。また、発掘調査には山手中学校の生徒も主力と る青少年団体として「芦の芽グループ」を結成し、 なって参加したが、 彼らはその後地域の文化財を調査 本市の文化財の保護 研究し、 保護す

民や登山者の憩いの場として親しまれてきた。なお、 発掘された遺構は、 歴史教材園 7 ; 25 として整備され、 昭和五十年から 多くの

芦屋ライオンズクラブを中心とする市民ボランティアによって、毎年欠かさず、草刈が行なわれ、今日に

至っていることも見逃せない。

定に向けた動きが始まったといえる。 ナ・ホールにおいて開催し、七○○名を超える市民が参加する盛況ぶりであった。この気運を受けて、 みを記念して、「会下山から邪馬台国へ―高地性集落の謎と激動の弥生社会―」と題した歴史フォーラムを芦屋ル 歳月が経過し、最初の発掘調査からちょうど五十年目にあたる平成十八(二〇〇六)年には、その半世紀の歩 国史跡指

遺跡が昭和三十年代に想定されたような狭い瘠せ尾根上に竪穴住居が数棟営まれた小規模な集落ではなく、尾根 えられてきた山頂や尾根部に限らず、山腹斜面からも遺構や遺物が確認された。これらの調査成果によって、本 指導委員会を設置し、平成十九から二十一年度にわたり三次の発掘調査を実施した。調査は、トレンチと呼ばれ 筋の縁辺や斜面 る小規模な試掘坑を設け、遺跡全体の様相を把握する方法をとったが、その結果、それまで遺跡の分布範囲と考 具体的な取り組みを整理すると、遺跡の分布範囲と内容について、現在の学問的水準で再検証するために調査 山裾の緩傾斜地にまで広がる、 長期間にわたって営まれた大型の集落という見直しが行なわれ

成二十二年度中に国史跡として指定される予定である。 に文部科学大臣に宛てて意見具申書を提出した。今後、 本市では、この新知見に基づき本遺跡の学術的価値を改めて評価し、 国の文化審議会による審議が順調に進めば、 国史跡の指定に向けて平成二十二年七月 本遺跡は平

た意義は大きい

あかつきには、本市における歴史文化遺産の中核として、あらためてその積極的な活用の方策が問われることに 会下山遺跡は、本市における埋蔵文化財の調査と保護、そして活用の原点である。今後、国史跡に指定された

なろう。

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ